

平成13年度環境報告の促進方策に関する検討会 報告書

平成14年 8月

環境報告の促進方策に関する検討会

はじめに -----	1
1．環境報告の普及の意義	
1) 情報的手法としての環境報告書 -----	6
2) 環境報告の意義 -----	8
2．我が国における環境報告書の現状	
1) 環境報告書作成・公表の状況 -----	11
2) 環境報告書における環境情報の記載状況 -----	14
3) 環境報告書を作成しない理由 -----	15
3．環境報告の促進に係る取組の状況	
1) 環境報告書ガイドライン等の策定 -----	17
2) 環境報告書に関するシンポジウムの開催 -----	17
3) 優良な環境報告書の表彰制度の実施 -----	18
4) 環境報告書ネットワークの活動 -----	19
5) 環境活動評価プログラムの普及 -----	19
4．環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況	
1) 環境報告書の作成及び事業者に対する環境報告書の作成支援の状況 -----	20
2) 環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度の状況 -----	20
3) 地方公共団体の ISO14001 規格の認証取得状況及び事業者の認証取得 に対する支援の状況 -----	22
4) 環境関連の計画等の策定を義務付ける条例制定の状況 -----	22
5．環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況	
1) 環境報告書のガイドライン等の策定 -----	24
2) 優良な環境報告書の表彰制度の実施 -----	26
3) その他の環境報告の促進策 -----	27
4) 欧州連合における環境管理監査スキームの概要 -----	29
5) 環境報告書の作成・公表あるいは環境情報公開の制度化 -----	30
6) 社会的責任投資の拡大 -----	30
6．環境報告書の第三者レビューの状況	
1) 環境報告書の第三者レビューの概況 -----	32
2) 環境報告書の第三者レビューの実施状況 -----	32
3) 環境報告書の第三者レビューに関するガイドライン等の概要 -----	34
4) 環境報告書の第三者レビューに関するアンケート調査結果の概要 -----	36
5) 環境報告書における第三者レビューの実施内容 -----	38
6) 環境報告書の第三者レビューの課題 -----	40
7．今後の環境報告の普及に向けての方策	
1) 事業者の環境経営促進に向けての枠組み -----	42
2) 環境報告書に関する現状認識と普及に向けての課題 -----	44
3) 既に実施されている施策及び考えられ得る施策の整理 -----	46
4) 今後、検討すべき施策の方向性 -----	50
終わりに～今後に向けて -----	57
資料編 -----	59

はじめに

深刻化する地球環境問題

産業革命以後、世界は人口と経済の両面において著しい拡大を続けています。1950年に25億人程度であった世界人口は、2001年には61億人にまで増加しました。また、世界の国内総生産（GDP）の総計は、同じ期間で約5.5倍に拡大しています。このような先進国を中心とした経済規模の拡大と、これを支えた科学技術の進歩は、私達人類に様々な“豊かさ”をもたらしましたが、その反面、地球環境問題をはじめとする様々な問題を発生させました。

地球は、資源の再生産能力、環境の汚染浄化能力の二つの点で有限な存在ですが、産業革命以後の物質的な豊かさと利便性を追い求める大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の結果、現在の人類の経済社会は、この二つの限界を既に超えてしまったと考えられています。

化石燃料が大量に消費された結果、大気中の二酸化炭素濃度は上昇を続け、地球の温暖化に影響していると考えられています。気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC）によると、このまま温暖化が進むと、海水の膨張などにより、21世紀末には海面が約50cm上昇すると予想され、高潮による被害を受ける人口が数千万人単位で増加すると推計されています。また、化石資源の枯渇、地球規模での植生の破壊、土壌劣化、気候変動、砂漠化、大気汚染などの都市生活型公害、化学物質による汚染や健康被害、廃棄物問題などが極めて深刻化しつつあり、人類のみならず地球生態系の持続可能性が脅かされています。

あらゆる主体の参加と相互理解

さらに、今日の環境問題は、従来公害問題とは異なり、その構造自体が大きく変化してきています。かつての公害問題は、特定の原因者の特定の行為により発生しており、その原因等の特定が比較的容易でしたが、地球温暖化をはじめとする今日の環境問題の多くは、その問題の原因者が多岐にわたっていたり、あるいは全ての主体が直接・間接に原因者であるため、解決に向けては多くの主体の行動を変化させる必要があります。

特に社会経済活動の主要な部分を占める事業者に対して、自主的な環境保全のための行動の促進、環境利用のコストの内部化、環境配慮を意志決定過程などへ織り込む仕組みの構築等を求めていく必要があると考えられます。そして同時に、環境保全に積極的に取り組む事業者が社会から適切に評価され、市場において優位な地位を占めていけるように、また、消費者や投資家等がそのような事業者を積極的に支持していけるような相互理解のための枠組みが必要となっています。

環境報告書の意義と効果

環境報告書は、事業者と様々な利害関係者との相互の環境コミュニケーションを進める重要なツールです。

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、その事業者自身の環境保全への取組を推進するとともに、事業者が環境保全の目標や取組を社会に対して公表、誓約し、それを社会的に監視することによって一層取組が進展する、いわゆる「プレッジ・アンド・レビュー（Pledge and Review）効果」も期待できます。さらに、環境情報の公開を積極的に進めた事業者が、利害関係者（ステークホルダー：Stakeholders）から正当に評価される等、事業者にとっても、社会にとっても、環境報告書は大きな意義と効果があります。

また、事業者が環境情報を積極的に公開することは、社会的説明責任の観点からも必要です。

例えば、主要な温室効果ガスである二酸化炭素について見ると、1998年の我が国の二酸化炭素排出量は、11億8,800万トンでしたが、その内の40.0%が工場から、12.2%がオフィスから排出されており、一般消費者が使用する機器のほとんど全ては事業者により供給されています。このように、社会経済活動における直接・間接の環境負荷の発生の主要な部分を占めている事業者は、人類及び全生命の共有財産としての「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、「社会に対して公表、説明する責任＝説明責任（アカウンタビリティ：Accountability）」があります。

こうした意義により、環境報告書は、持続可能な循環型社会の構築に必要不可欠な手段の一つとして、その普及促進を積極的に図っていく必要があります。

環境報告の定義

このように、環境コミュニケーションを促進し、環境保全に関する説明責任を果たしていくためには、社会に対して自らが発生させている環境負荷の実態やその低減対策等を取りまとめて公表する「環境報告（Environmental Reporting）」が必要ですが、こうした事業者の環境保全に関する情報伝達（環境コミュニケーション）の有力な媒体として「環境報告書（Environmental Report）」があります。

「環境報告」とは、事業者が、自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、社会との環境コミュニケーションを図ることを目的とし、同時に事業者としての社会的な説明責任の観点から、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するとともに誓約する取組を言います。そして、その取りまとめられたものが「環境報告書」です。

環境報告書の現状

これまで環境省では、環境報告書を普及促進するため、平成13年2月に「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」等を作成するとともに、優れた環境報告書を表彰する「環境レポート大賞」等により、様々な支援を行ってきました。

一方、近年、地方公共団体において、事業者に対して地球温暖化防止あるいは廃棄物減量・リサイクルに係る計画の策定及びその公表を義務付ける条例を制定する、中小事業者の環境行動計画を認定する等の取組が増えつつあります。

このような取組により、我が国では、環境報告書に取り組む事業者数が着実に増加しているとともに、その質も飛躍的に向上しています。

さらに、環境保全への対応の評価等により投資銘柄を選定するエコファンドが登場し大きな注目を集めているとともに、環境への取組状況により事業者の格付けを行う環境格付けや環境経営度のランキング等の動きが拡大しつつありますが、環境報告書はこれらの評価において最も重要な資料としての役割が期待されています。

しかし、大手の事業者の中で環境報告書を公表する事業者の割合は未だ低く、今後、より一層の普及促進策を講ずることが必要です。

また、環境報告書の信頼性を高めるために第三者レビューを受審する事業者が増えつつあり、我が国をはじめ、欧州等において公認会計士協会等が環境報告書の第三者レビューについての指針等を作成しています。しかし、第三者レビューの必要性、その手続きや基準、第三者レビュー実施者の資格要件等について、社会的な合意が必ずしも形成されていません。そのため環境報告書及びその第三者レビューそのものの信頼性を適正に担保し、環境報告書の比較可能性を高めるため、第三者レビューのあり方を検討する必要があります。

諸外国における状況

諸外国においては、事業者における環境情報の公開を促進するため、様々な施策が実施されており、特にアニュアルレポート(年次報告書)での公表を含め、特定の事業者(事業規模や環境負荷の大きい事業者等)に何らかの形式で環境情報を公開することを法的な義務とする制度が実施されています。例えば、オランダ及びデンマークでは、環境報告書の公表を義務付けており、スウェーデン、ノルウェー、フランス及びオーストラリアでは、年次報告書に一定の環境情報を記載することが義務付けられています。

また、欧州連合では環境報告を促進するため、1993年より事業者が環境マネジメントシステムを構築するとともに、環境声明書を公表し、これを公認環境検証人により検証する制度、欧州連合・環境管理監査スキーム(Eco-Management and Audit Scheme: EMAS)が実施されています。

さらに、欧米では、社会的責任投資(Socially Responsible Investment: SRI)が急速に拡大しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も

含めて「環境経営に取り組む企業」に積極的に投資を行おうとする動きが普及しつつあります。

持続可能な社会構築のためのトリプルボトムライン

さらに 21 世紀に向けて持続可能性を高めていくためには、環境問題だけでなく、貧困、安全、雇用、人権など様々な問題の解決を図っていく必要がありますが、その中で、事業者は社会の構成員の一員、すなわち企業市民としての立場を自覚し、その社会的責任を果たしていくことが求められています。

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）については、欧米を中心に「環境・社会・経済」の 3 つの分野における取組の成果（トリプルボトムライン：Triple Bottom Line）が重要視されつつあり、企業は環境面だけではなく社会・経済的側面も含めた「持続可能性報告書」を作成・公表する事例が増えつつあります。

本検討会の任務

本検討会では、以上のような国内外の状況を踏まえ、将来的な持続可能性報告書の可能性を視野に入れつつ、環境報告書のより一層の普及及びその信頼性の確保を図るための方策について検討を行いました。

検討に当たっては、まず我が国における環境報告書の現状、地方公共団体及び欧米各国の動向を調査するとともに、第三者レビューの受審事業者、実施者にアンケート調査を行い、その実態と課題を把握しました。そしてこれらの調査結果を踏まえ、環境報告書普及に向けた課題を取りまとめた上で、今後、実施されるべき普及促進施策及び信頼性確保の施策、それらの課題について、検討を行い、提言を取りまとめました。

本検討会の提言が、今後の環境報告書の普及促進及び信頼性確保の一助となることを願っています。

検討会委員名簿

河野 正男	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科 教授
上妻 義直	上智大学経済学部 学部長
小林 珠江	株式会社西友 執行役員 環境推進室長
佐野 ウララ	東京都環境局環境評価部 課長
瀬尾 隆史	安田火災海上保険株式会社 地球環境部長
辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事
谷 達雄	株式会社リコー 社会環境本部長
田畑 日出男	東京商工会議所 環境委員会副委員長 国土環境株式会社 取締役社長
平井 浩	東京ガス株式会社 環境部長
山本 良一	東京大学国際・産学共同研究センター センター長
渡邊 泰宏	日本公認会計士協会 環境監査専門部会長 中央青山監査法人 公認会計士

(敬称略、50音順、役職名等は3月末現在、印：座長)

事務局

環境省総合環境政策局環境経済課
株式会社エコマネジメント研究所

1 . 環境報告の普及の意義

1) 情報的手法としての環境報告書

平成 12 年 12 月 22 日に変更が閣議決定された「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」においては、「持続可能な社会を構築していくためには、国民及び事業者などの意識や行動が持続可能な社会を目指す方向に沿ったものとなり、各主体の行動に自ら環境配慮が織り込まれていくことが必要不可欠です」*1 とし、そのための方策として、直接的規制手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法及び手続的手法の 6 つの手法をあげています。*2

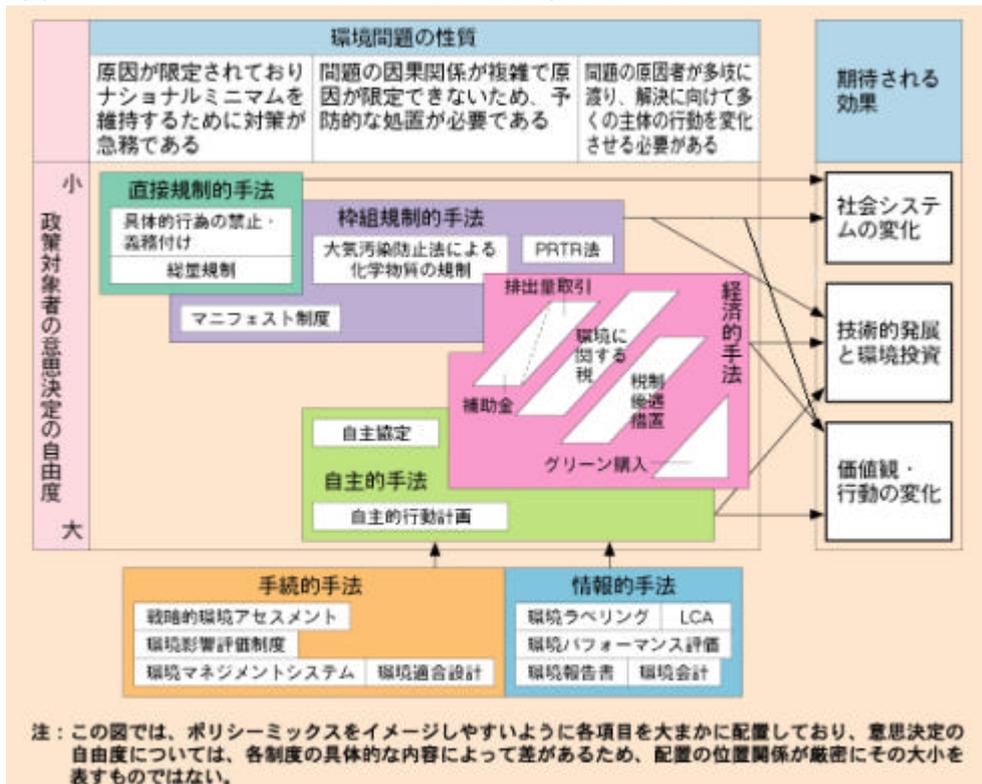
これらの手法の適用に当たっては、政策のベストミックスの考え方の下に、その分野における最も適切な政策手法を中心として、複数の政策手法を組み合わせた政策パッケージを形成し、個々の手法の短所を補い、政策効果を最大限に高めることに留意されなければなりません。ポリシーミックスに用いられる政策手法のイメージを図 1 に示しましたが、この中で「環境報告書」は、情報的手法の一つとして位置付けられています。

情報的手法とは、「消費者、投資家をはじめとする様々な利害関係者が、資源採取、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法」であり、まさに環境報告書は、新たな情報的手法の一つとして、その最も有力な手法となるものです。

*1 : 「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」『第 2 部 21 世紀初頭における環境政策の展開の方向、第 2 節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策、2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み』 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/02.html#2

*2 : 同じく環境基本計画『第 2 部、第 2 節、3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ』

【図1：ポリシーミックスに用いられる政策手法のイメージ】



【資料：環境省】

また、平成13年7月10日に公表された「21世紀『環の国』づくり会議」報告*3においては、「『環の国』づくりを進めていくためには、社会のあらゆる主体が自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要となりますが、とりわけ、経済活動の主たる担い手である企業が環境保全についての社会的責務を認識し、積極的な取組を進めることが望まれます。」と指摘した上で、「具体的には、企業の環境パフォーマンスの評価、環境会計の実施、環境報告書の作成等について、行政が信頼性あるガイドラインを作成するとともに、それらの結果を広く国民に普及することを通じて、環境先進企業の製品や株式等を国民が自主的に選択することを促進することが重要です。このため、企業の環境保全活動等の状況を公表する環境報告書については、その制度化について検討することや政府が環境先進企業とのパートナーシップを強化し、その活動を奨励していくことも望まれます。」と提言しています。

さらに平成13年12月11日に公表された総合規制改革会議の「規制改革

*3：「21世紀『環の国』づくり会議」報告

<http://www.env.go.jp/policy/report/h13-02/01.pdf>

の推進に関する第1次答申」*4においては、情報的手法を用いた企業の自主的取組の促進について

地球温暖化や廃棄物の大量発生など今日の環境問題解決のためには、社会のあらゆる主体が自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要であり、特に、経済活動の主たる担い手である企業の環境保全に係る自主的取組を促進することが不可欠である。

従来 of 公害対策においては、汚染物質が環境中へ排出される末端において負荷を低減しようとするエンド・オブ・パイプ的な対策が主として講じられてきたが、環境問題の複雑多様化に伴い、こうした従来型対策の限界が指摘されており、経済的手法や情報的手法等をも活用した総合的な政策を推進することが求められている。

との問題意識を表明した上で、その改革の方向として、以下のような提言がなされています。

近年、企業活動による環境負荷を効率的に低減させるための手法として、自社の環境に対する取組、環境負荷に関する情報等を公表するための有効な媒体である環境報告書や企業の事業活動における環境保全のためのコストとその効果を可能な限り定量的に把握、分析する手法である環境会計が注目されているところである。

環境報告書及び環境会計については、それぞれガイドラインの策定、シンポジウムの開催等の普及策が講じられてきており、それらに取り組む企業数は年々増加しつつあるものの、企業全体に占める割合は依然として僅少にとどまっており、十分に普及が図られている状況にはなっていない。

環境報告書及び環境会計の一層の普及促進を図るとともに、「統一化が図られていない。適正な記載になっているか確認の方法がない。」といった各方面からの指摘を踏まえ、環境報告書及び環境会計に係る比較可能性や信頼性の確保の観点からの検討を進めていく必要がある。

2) 環境報告の意義

事業者が環境報告を行うことは、以下のように、環境コミュニケーションの促進の観点及び事業者の社会的な説明責任の観点から、極めて大きな意義があるとともに、事業者自身にとっても、また社会的にも様々なメリットがあります。

*4：「規制改革の推進に関する第1次答申」(総合規制改革会議)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/tousin/011211honbun.html>

(1) 事業者の環境コミュニケーションツールとしての意義

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」ということができます。外部の利害関係者はその窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、外部の利害関係者が事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができ、環境コミュニケーションツールとしての意義があります。

(2) 社会的説明責任の観点からの意義

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書は最も重要な地位を占めるものです。

また、製品やサービスの選択、投資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理などに関する情報が重要な判断材料になると考えられます。

(3) 事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての意義

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、外部的な効果やメリットだけでなく、事業者内部においても多くの効果やメリットをもたらし、事業者の環境保全への取組そのものを推進することに役立ちます。

環境負荷の実態や環境保全への取組の状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実すべく、環境保全への取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、環境保全に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になります。

グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境保全への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料として使用できます。

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用でき、さらには自らの企業等の環境保全への取組を知るとともに、環境保全への取組を通じて従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

(4) 環境保全型社会構築のための重要なツールとしての意義

環境報告書の作成・公表の取組を普及することは社会的にも大きな意義があり、以下の4つの観点で自主的な環境保全活動を推進するための重要なツールとして位置付けられます。

環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会的に環境保全への取組の方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

今後、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進展することも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があり、こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

幅広い関係者の間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

また、近年、欧米において社会的責任投資(SRI)の取組が急速に普及しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も含めて「環境経営に取組む企業」に積極的に投資を行おうとする動きが拡大しつつあります。このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの環境保全活動についての情報を公開していくことは、欧米からのグリーン投資、グリーンマネーを呼び込むことにつながり、循環型社会の構築に向けた環境と経済の融合に資するものと考えられます。

2. 我が国における環境報告の現状

1) 環境報告書作成・公表の状況

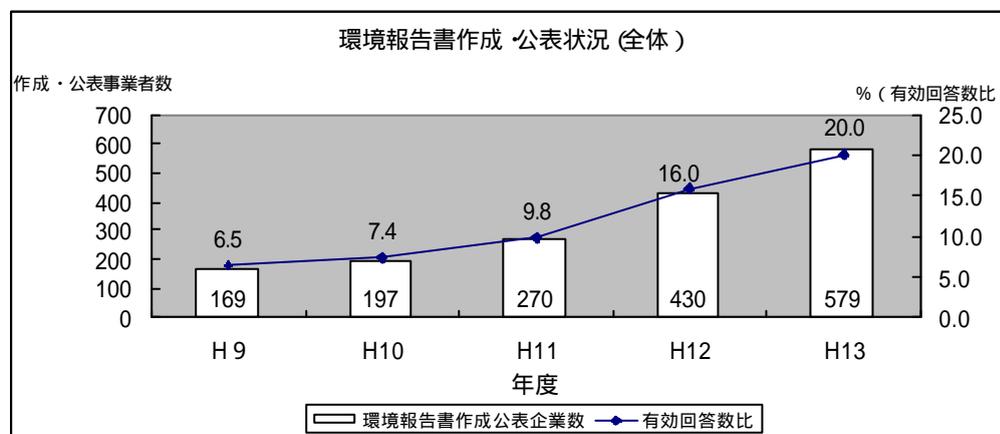
(1) 環境報告書作成・公表事業者数の推移

環境省が毎年度実施している「環境にやさしい企業行動調査」*5の平成13年度の結果によれば、上場事業者では1,291社中386社(29.2%)が、環境報告書を作成・公表しており、平成12年度に比較して112社の増(5.8ポイントの増)となっています。また、今後作成予定の事業者が202社(15.6%)あります。

従業員500人以上の非上場事業者では1,607社中193社(12.0%)が、環境報告書を作成・公表しており、平成12年度に比較して37社の増(1.7ポイントの増)となっており、今後作成予定の事業者が145社(9.0%)となっています。

両者の合計では2,898社中579社(20.0%)が環境報告書を作成・公表しており、347社(12.0%)が作成予定で、平成14年度に環境報告書を作成・公表する事業者は962社(32.0%)になると考えられ、図2に示したように、環境報告書を作成・公表している事業者数とその割合は、年々増えてきています。

【図2：環境報告書作成・公表事業者の推移】



【出所：平成13年度環境にやさしい企業行動に関するアンケート調査報告書(環境省)より事務局作成】

*5：調査対象は東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業(2,664社)及び従業員500人以上の非上場企業及び事業所(3,716社)。有効回収率は上場企業48.8%、非上場企業43.2%、平成13年度「環境にやさしい企業行動調査」の結果については次のURLを参照。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>

しかし、アンケート未回答の事業者も含めて考えれば、環境報告書を作成・公表している事業者は、上場事業者2,664社中の14.5%、非上場事業者3,716社中での5.2%、両方の合計で9.1%であり、その割合は決して高いとは言えない状況にあります。

さらに、アンケート未回答の事業者で、環境報告書を作成・公表している事業者は、独自の調査結果によれば約100社程度*6で、これらを加味すると我が国全体で約1,000社（事業者）が、環境報告書を作成・公表しているあるいは作成・公表予定であると推計されます。結果として、アンケート未回答事業者も含めた上場事業者及び従業員500人以上の大手事業者における環境報告書の作成・公表事業者の割合は、全体の2割に満たない16%程度と考えられます。

これらの結果から、環境報告書を作成・公表する事業者の数は、年々、着実に増加してきているものの、その取組割合は全体として低く、取組の社会的公平性を図る意味においても、より一層の普及促進策が必要と考えられます。

（２）業種毎の環境報告書を作成・公表している事業者の割合

また、環境報告書を作成・公表している事業者の割合は、表1に示したように、業種により大きな差が見られます。

作成・公表している事業者の業種別の割合は、電気・ガス等供給業が76.0%と最も高く、次いで製造業の28.9%、小売業の16.2%などとなっています。逆に割合が低い業種は、金融・保険業が5.3%と最も低く、次いでサービス業の5.5%、卸売業の9.5%などとなっており、これらの業種における取組の促進を図っていくことが必要となっています。

【表1：業種別の環境報告書作成・公表事業者の割合】

業種	作成・公表数	割合(%)	全体数
建設業	26	12.6	206
製造業	422	28.9	1460
電気・ガス等供給業	19	76.0	25
運輸・通信業	22	12.7	173
卸売業	14	9.5	148
小売業	37	16.2	229
金融・保険業	7	5.3	133
不動産業	2	13.3	15
サービス業	24	5.5	433
その他	6	7.9	76
合計	579	20.0	2898

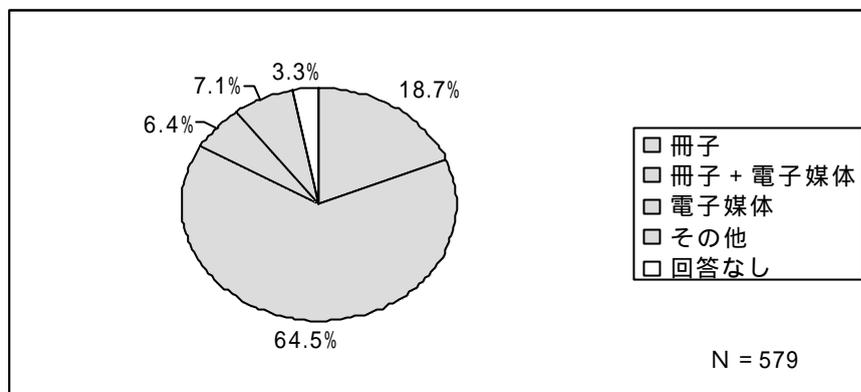
【出所：図2に同じ】

*6：事務局調べ

(3) 環境報告書の公表の形態

環境報告書を作成・公表している 579 社における、その公表の形態は、「冊子 + 電子媒体」が最も多く 374 社 (64.6%)、次いで「冊子」が 108 社 (18.7%)、「電子媒体のみ」が 37 社 (6.4%) などとなっています。

【図 3：環境報告書の公表の形態】

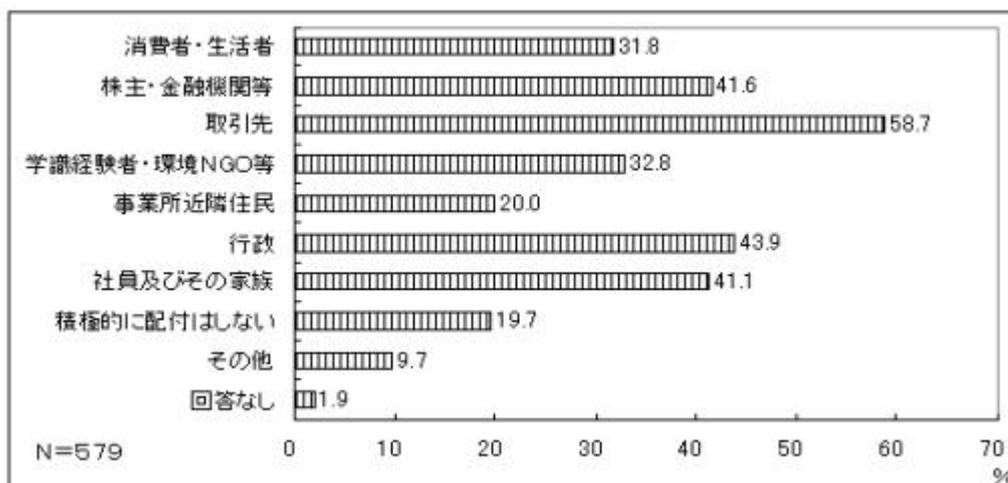


【出所：図 2 に同じ】

(4) 環境報告書の活用方法

環境報告書を作成・公表している 579 社における、その活用方法は (複数回答)、要求があった場合に提供する他、「取引先に配付」が最も多く 340 社 (58.7%)、次いで「行政に配付」が 254 社 (43.9%)、「株主・金融機関・投資家に配付」が 241 社 (41.6%)、「社員及びその家族に配付」が 238 社 (41.1%) などとなっていますが、「積極的に配付していない」との回答も 114 社 (19.7%) ありました。

【図 4：環境報告書の活用方法】

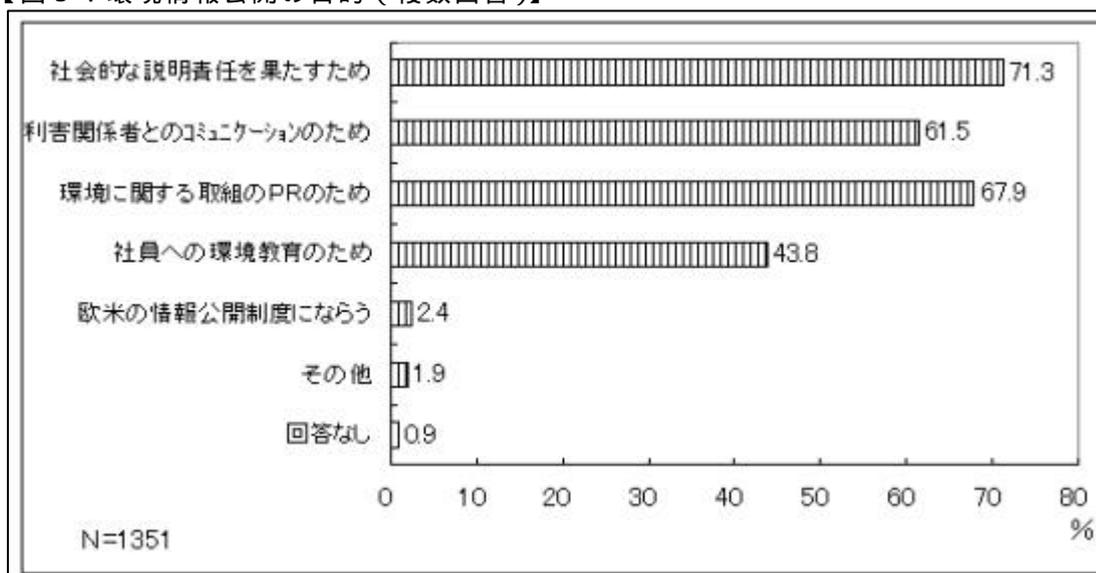


【出所：図 2 に同じ】

(5) 環境情報公開の目的

環境報告書のみならず、パンフレット、会社案内、さらには施設見学等の何らかの形で環境情報を公開している事業者は「環境にやさしい企業行動調査」回答企業 2,898 社の 46.6 % に当たる 1,351 社でしたが、これらの事業者における環境情報公開の目的は（複数回答）、「社会的な説明責任を果たすため」との回答が最も多く 963 社（71.3 %）、次いで「環境に対する取組の PR のため」が 918 社（67.9 %）、「利害関係者とのコミュニケーションのため」が 831 社（61.5 %）などとなっています。

【図 5：環境情報公開の目的（複数回答）】



【出所：図 2 に同じ】

2) 環境報告書における環境情報の記載状況

作成・公表されている「環境報告書における環境情報等の記載状況調査」の結果によると*7（調査結果の詳細は、資料 1 を参照）、「経営責任者の緒言」及び「環境保全に関する経営方針・考え方」はほとんどの環境報告書に記載されており、緒言の中では“環境問題への認識”、“取組の成果及び達成状況”、“今後の課題”については、高い割合で記載されていました。

「環境保全に関する目標、計画等」も多くの環境報告書で何らかの記載があり、特に“中長期目標”及び“実績等の総括データ”は、高い割合で

*7：環境省「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」の、「環境報告書に必要と考えられる項目」18 項目、及びそれぞれの項目の細目としての「重要な記載内容」64 事項、「業態により重要となる記載内容」35 事項に基づき、200 社の 2001 年（度）版環境報告書におけるそれぞれの記載状況を調査

記載されています。また「環境会計情報」も多くの環境報告書で記載されていました。

「環境マネジメントシステムの状況」については、ほとんどの報告書で“全社的な構築・運用状況”及び“組織・体制の状況”が記載されていました。

「環境負荷の低減に向けた取組の状況」及び「環境負荷等のデータ」については、“総エネルギー消費量”、“エネルギー使用量低減対策”及び“廃棄物低減対策等”は、高い割合で記載されていました。

作成・公表されている環境報告書における環境情報の記載項目は、比較的充実していると判断でき、環境省が「環境報告書ガイドライン」等を策定したことにより、今後、より一層の充実が期待できると考えられます。

【表2：環境報告書における環境情報の項目別の記載状況】

(記載している報告書の割合、単位：%、N = 200)

環境報告書に必要と考えられる項目	重要な記載内容	記載している報告書の割合
経営責任者緒言	環境問題への認識	96.0
	取組の成果・達成状況	95.5
	今後の課題	94.0
環境保全に関する経営方針・考え方	経営方針	98.5
	制定時期	70.5
環境保全に関する目標・計画等の総括	中長期目標	68.0*
	実績等の総括データ	84.5*
環境会計情報の総括	環境保全コスト	85.5*
環境マネジメントシステムの状況	全社的な構築・運用状況	96.5
	組織・体制の状況	96.0
環境負荷の全体像	環境負荷の全体像	58.0
環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策	総エネルギー消費量	74.5*
	同低減対策	98.5
	廃棄物総排出量	69.5
	廃棄物の低減対策	97.5

*：何らかの形で記載されている「一部記載あり」を含めた数字

3) 環境報告書を作成しない理由

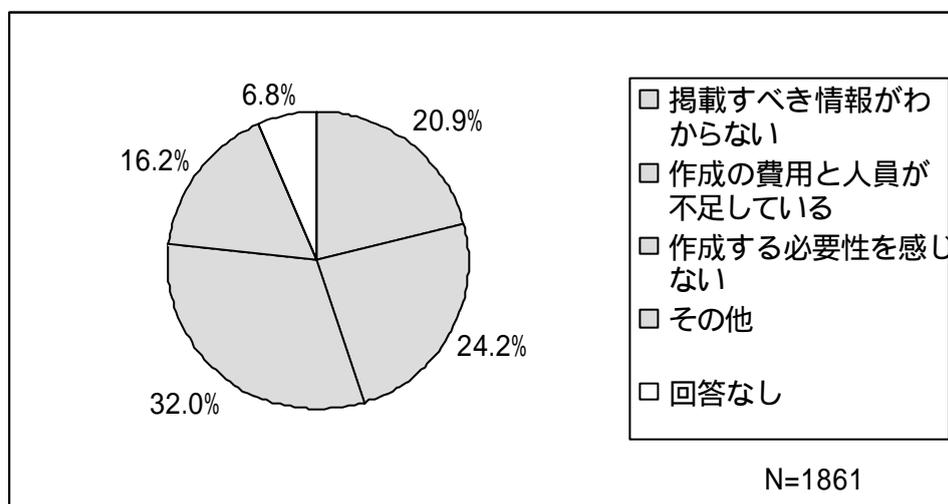
「環境にやさしい企業行動調査」に回答した2,898社の内、環境報告書を作成していない1,867社におけるその理由は、「環境報告書の作成の必要性を感じないため」との回答が最も多く595社(32.0%)、次いで「環境報告書を作成するための費用と人員が不足しているため」が450社(24.2%)、

「環境報告書に掲載すべき情報がわからない」が 389 社（20.9 %）などとなっています。

現時点では、取引先、株主、金融機関等から環境報告書の提出を求められたり、その作成・公表を取引条件とされたりすることはほとんどないと考えられ、このことが環境報告書の普及が今一步進まない大きな原因と考えられます。

また、逆に利害関係者が環境報告書の作成・公表を取引条件としない理由は、社会的な説明責任に関する認識が十分に浸透していないこと、環境報告書以前に国際規格が発行されている環境マネジメントシステムの構築をまず求めていること、環境報告書に記載されている情報の比較可能性や信頼性がまだまだ低く、環境報告書によって事業者比較や評価が十分にできないこと、等が考えられます。

【図 6：環境報告書を作成しない理由】



【出所：図 2 に同じ】

3 . 環境報告の促進に係る取組の状況

1) 環境報告書ガイドライン等の策定

環境省では、環境報告書の普及促進を図るため、平成9年度に「環境報告書作成ガイドライン」を策定し、その後、我が国の事業者の環境報告書の記載内容が相当程度充実してきたこと、及びグローバル・リポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative：GRI）*8等の国際的に環境報告書のガイドラインを作成する動きに対応するために、平成12年度に、前述したガイドラインを全面的に改定し、「環境報告書ガイドライン」*9を策定しています。

また、同じく環境省では、環境報告書に記載される環境パフォーマンス情報の指針として、「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」*10を策定するとともに、環境会計の普及を図るため「環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）」*11を取りまとめています。さらに平成13年度においては、環境パフォーマンス指標に係るパイロット事業を実施するとともに、環境会計ガイドラインの改訂作業も進められています。

経済産業省では、「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」*12を策定するとともに、主に内部管理向けの環境会計のあり方に関する調査研究を実施し、その成果を公表しています。

2) 環境報告書に関するシンポジウムの開催

事業者が環境報告書に係る最新の情報を提供し、その普及促進を図るため、様々な主体が、環境報告書に関するシンポジウム等を開催しています。

環境庁（現在の環境省）は、平成9年度から毎年度「環境報告書シンポジウム」を開催しており、平成10年度からは、環境省、財団法人地球・人間環境フォーラム、環境報告書ネットワーク（Network for Environmental Reporting

*8：GRIについては <http://www.globalreporting.org/index.htm>を参照

*9：「環境報告書ガイドライン（2000年度版）～環境報告書作成のための手引き～」(平成13年2月、環境省)については <http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/index.html>を参照

*10：「事業者の環境パフォーマンス指標2000年度版」(平成13年2月、環境省)については <http://www.env.go.jp/policy/report/h12-01/00.pdf>を参照

*11：「環境会計ガイドライン2002年版」(平成14年3月)環境会計ガイドライン改訂検討会報告書など及びその他環境会計に関する資料については <http://www.env.go.jp/policy/kaikei/index.html>を参照

*12：「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」(平成13年6月、経済産業省)については http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.htmlを参照

：NER*13）及び日本経済新聞社の共催により、シンポジウムが開催されています。

平成 13 年度は、「広がれ、広げよう環境報告書」をテーマとして開催され、講演及びパネルディスカッションが実施され、参加者は 450 名程度に及んでいます。

また、社団法人産業環境管理協会等においても、環境報告書に関するシンポジウムが開催されています。

民間では、環境監査研究会が研究会やシンポジウムを開催しているほか、民間企業や研究機関等により活発な取組が行われています。

3) 優良な環境報告書の表彰制度の実施

優良な環境報告書を表彰することにより、事業者の環境報告書の作成・公表に当たってのインセンティブを高めるとともに、優良な環境報告書の事例を普及させるために、平成 9 年度から、社団法人全国環境保全推進連合会及び財団法人地球・人間環境フォーラムが主催する「環境アクションプラン大賞」(平成 11 年度から「環境レポート大賞」)*14 が実施されており、環境省はこのコンクールを後援し、最も優秀な環境報告書に環境庁長官賞(平成 13 年度からは環境大臣賞)を授与しています。

第 3 回目となる平成 11 年度からは授与対象を、「環境報告書部門」と「環境行動計画部門」に分けて表彰しており、図 7 の通り、年々応募事業者が大幅に増加しています。

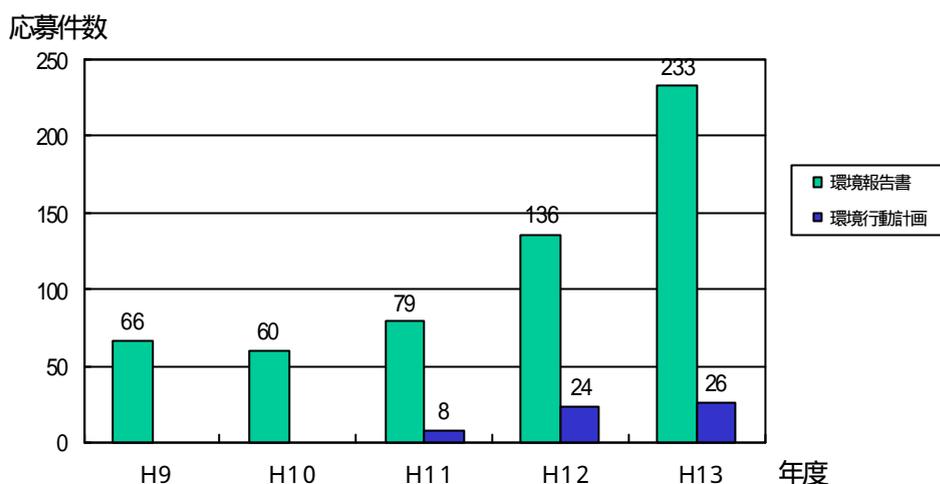
また、グリーンリポーティングフォーラム及び東洋経済新聞社の主催により、平成 10 年度より「環境報告書賞(グリーン・リポーティング・アワード)」*15 が実施されています。

*13：環境報告書ネットワークについては <http://eco.goo.ne.jp/ner/>を参照

*14：環境レポート大賞については http://www.shonan.ne.jp/%7Egef20/gef/news/5threport_award.htmを参照

*15：環境報告書賞については <http://www.toyokeizai.co.jp/company/award/kankyo/index.html>を参照

【図 7：環境レポート大賞の応募件数の推移】



【出所：環境省資料】

4) 環境報告書ネットワークの活動

平成 10 年に、事業者、NGO（非政府組織）、NPO（非営利組織）、有識者等により環境報告書の普及発展を図ることを目的としたネットワーク組織、「環境報告書ネットワーク：NER」が設立されています。このネットワークは、環境報告書に係わる様々な主体のネットワーク組織として、活発な活動を展開しており、環境省の支援も受けて、研究会やシンポジウムの開催、ニュースレターの発行、調査・研究などを実施し、現在の会員数は約 200 団体になっています。

5) 環境活動評価プログラムの普及

主に中小事業者を対象として、その環境保全への活動を推進するため、環境庁（現在の環境省）は、平成 8 年度に「環境活動評価プログラム（エコアクション 2.1）」^{*16}を策定しています。

このプログラムに取り組んだ事業者は、環境報告書の簡易版である「環境行動計画」を取りまとめることができ、現在、環境省では、地方公共団体、環境カウンセラー協（議）会等と連携を図り、各地域の事業者を対象としたセミナーを開催し（平成 13 年度は 9 箇所で開催）、その普及に努めています。

*16：環境活動評価プログラムについては <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/index.html>を参照

4 . 環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況

地方公共団体における、事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定・公表等を促進するための方策の実施状況、また自らの環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握するため「事業者の環境情報の公表等に関する地方公共団体の方策に関するアンケート調査」を実施しました*17（調査結果の詳細については、資料2を参照）。

1) 環境報告書の作成及び事業者に対する環境報告書の作成支援の状況

地方公共団体で、自らの事業活動に関する「環境報告書を作成し公表している」団体は19.0%（27団体）あり、「今後、作成を検討している」地方公共団体は21.7%（25団体）となっています。

また、事業者が環境報告書を作成することに対する主な支援内容は、「セミナー等を開催している」が7団体あるのみで、「今後は何らかの支援をする予定である」が10団体あるに過ぎません。

以上のことから、環境報告書を作成している地方公共団体の割合はまだ低く、事業者の環境報告書作成に関する支援もほとんど行われていないと言えます。

そのような状況において、石川県では、「環境報告書モデル事業」を実施しており、県内の事業者向けにセミナーを開催するとともに、実際に環境報告書を作成しようとする事業者に対して補助制度を創設しています。このモデル事業に参加した事業者の環境報告書は、平成13年度の「環境レポート大賞」において奨励賞を受賞しており、こうした取組は、今後の地方公共団体における環境報告書の普及促進方策のモデルケースとして注目されます。

2) 環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度の状況

事業者が環境関連の計画等（例：環境活動評価プログラムに基づく環境行動計画、地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画等）を自主的に策定すること、あるいは環境マネジメントシステムの構築等を支援、誘導する「制

*17：調査対象は、都道府県、人口20万人以上の市町村、東京都23区の計174の地方公共団体で、郵送によるアンケート調査を実施。アンケート回収数は142地方公共団体、回収率は81.6%

度を設けている」地方公共団体は、10.6%（15団体）あり、その制度を設けている地方公共団体が策定を支援、誘導している18件の環境関連の計画等の主な対象分野は「環境全般」が11件、「廃棄物関連」が4件、「地球温暖化」が2件となっています。

その計画等の主な概要は、「環境全般」では、事業所を対象として自主的な地方公共団体との協定締結、自主的な環境行動計画の策定の要求、事業者の策定した環境行動計画や環境マネジメントシステムの認定などがあります。公表については、協定の内容全ての公表、活動結果のみの公表、事業者の任意による提出及び公表等、状況は様々となっています。

「廃棄物関連」では、大規模事業者を対象とした、「産業廃棄物の削減計画」の策定を自主的に求める制度が多く、計画を公表させている地方公共団体はありませんでした。

「地球温暖化」では、事業者を対象とした、「地球温暖化計画書」の策定を自主的に求める制度、あるいは事業者が策定した計画や環境マネジメントシステムを審査し認定する制度などで、公表については、「全てを公表している」と「取りまとめた結果を公表」となっていました。

また、今後、制度の策定を「検討している」地方公共団体が13団体あり、その制度の主な対象分野は、「環境全般」が5団体、「廃棄物関連」が4団体、「地球温暖化」が1団体でした。

特に、自主的に策定された環境行動計画や環境マネジメントシステムの審査や登録を行う制度を創設している地方公共団体、及びそのような制度の創設を検討している地方公共団体は、東京都、大分県、京都府、北東北（青森県、秋田県、岩手県）3県、札幌市、名古屋市、仙台市、市川市などがあり、新たに制度の創設を検討している団体もあることから、地方公共団体におけるこのような取組は、今後も拡大すると考えられます。

以上の調査結果から、現時点では、全体の38%の地方公共団体が、何らかの形で事業者に対して、自主的に環境関連の計画の策定を求めるか、または制度化しているとともに、計画の公表についても自主的に公表を求めているか、公表制度を創設しています。さらに主として中小事業者の環境行動計画等の認定制度を創設する取組も増えつつあり、このような取組は今後も拡大するものと推測されます。そして事業者に対して求めている環境関連の計画の策定は、条例での義務付けでは廃棄物関連または地球温暖化防止の計画が多く、任意の制度では環境全般を対象としたものが増えていきます。

3) 地方公共団体のISO14001規格の認証取得状況及び事業者の認証取得に対する支援の状況

地方公共団体で、既にいずれかの組織において国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）による環境マネジメントシステムの規格であるISO14001の認証取得をしている団体は54.2%（77団体）あり、今後もその数は増加すると推測されます。

また、事業者に対するISO14001規格の認証取得のための支援を行っている地方公共団体は64.8%（92団体）、「現在、検討中である」は6.3%（9団体）あり、主な支援の内容としては、「補助金あるいは融資制度の設立」が73.3%（74団体）、「セミナー等の開催」が63.4%（64団体）、「相談窓口の設置、パンフレット等の用意」が50.5%（51団体）、「コンサルティングや認証機関等の紹介」が19.8%（20団体）などとなっています。

さらに、環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等としては、「業者登録の際に、環境マネジメントシステムの導入状況を記入させている」が11.3%（16団体）、「設備や物品の種類によっては優遇するケースもある」が4.2%（6団体）、「地方公共団体独自の認定制度を設けている」が3.5%（5団体）、「公共事業の内容によっては優遇するケースもある」が3.5%（5団体）などとなっています。

以上のことから、地方公共団体におけるISO14001認証取得の取組はかなり普及しつつあり、事業者に対する支援では、地方公共団体が自らISO14001規格の認証を取得していることもあって、事業者のISO14001認証取得や環境マネジメントシステム構築に関連した支援策が多くの団体で実施されています。今後、支援を検討している団体もあることから、環境マネジメントシステムを構築した事業者を、業者登録等において優遇する取組が広がりつつあると考えられます。

4) 環境関連の計画等の策定を義務付ける条例制定の状況

地方公共団体において、国が定めた法律以外に、事業者に対して環境関連の計画等（例：地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等）の策定を義務付ける独自の条例を「制定している」団体は25.4%（36団体）となっています。策定を義務付けている環境関連の計画の主な対象分野は、「廃棄物関連」が30団体、「環境全般」が5団体、「自然（緑化率等）」及び「地球温暖化」が各4団体となっています。

策定を義務付けている主な計画の概要と、その公表の状況については、「廃棄物関連」では、大規模事業者を対象とした「一般廃棄物あるいは産業廃

棄物の減量及び適正処理に関する計画」の策定を義務付けている地方公共団体が多いが、その計画の公表については、ほとんどの地方公共団体では、事業所単位ではなく、全体を取りまとめた概要のみの公表に留まっています。

「環境全般」では、事業所を対象として、環境保全に関する協定の締結及び計画の策定を義務付けている地方公共団体が多くなっています。また、公表については、協定の内容全てを公表している地方公共団体がある一方で、活動概要のみの公表、または提出及び公表は義務付けていない等、公表の状況は様々となっています。

「自然」では、大規模事業者を対象として、「緑化計画」の策定を義務付けている地方公共団体が多く、公表については、「公表している」地方公共団体はありませんでした。

「地球温暖化」では、エネルギーを多量に消費している事業者を対象として、「地球温暖化計画書」等の策定を義務付けている地方公共団体が多く、公表については、全てを公表している地方公共団体がある一方で、取組概要のみを公表、または公表は義務付けていない等、公表の状況は様々となっています。

また、今後、環境関連の計画の策定を義務付ける条例の制定を「検討している」地方公共団体が6団体あり、その対象分野は、「自動車」が4団体、「有害化学物質」及び「地球温暖化」が各2団体でした。

特に、地球温暖化等に係る計画の策定を義務付ける条例を制定している都道府県は、東京都、埼玉県、岩手県、三重県、滋賀県などで、条例の制定を検討している団体もあることから、地方公共団体におけるこのような取組は、今後も拡大すると考えられます。

5 . 環境報告の促進に係る諸外国の取組の状況

欧米諸国 11 カ国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー）及び欧州連合（European Union：EU）における環境報告の促進方策に関する調査を実施しました（調査結果の詳細については、資料 3 及び 4 を参照）。

1) 環境報告書のガイドライン等の策定

環境省等が環境報告書のガイドラインを策定しているのは、イギリス（「環境報告書：始めの一步（Environmental Reporting：getting started）」）及びオーストラリア（「環境報告書の枠組み - オーストラリアのアプローチ（Framework for Public Environmental Reporting, an Australian approach）」）の 2 カ国で、カナダでは、ガイドラインではありませんが、3 種類の持続可能性報告書の見出しのテンプレートをウェブサイト上で公開しています。

また、アメリカでは「環境パフォーマンスの測定：環境効率指標に注目して（Measuring Environmental Performance: A Focus on Eco-Efficiency Indicators）」を策定しています。

さらに、世界各国の環境報告書に係る多様な利害関係者の参加する GRI は、全世界で適用可能なガイドラインを普及させることを目的として、組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面に関する報告のための「持続可能性報告のガイドライン」を策定しています。

この他、デンマークでは「社会報告書ガイドライン」の策定を 2002 年に予定しています。（表 3 参照）

【表3：諸外国における環境報告書に関するガイドライン】

国名	ガイドラインの名称及び概要	作成主体及び時期
オランダ	・環境報告書作成に当たってのチェックリスト (ChecklistMilieueverslaggeving)	オランダ会計士協会 (NIVRA)
イギリス	・環境報告書：始めの一步 (Environmental Reporting :gettingstarted) 新たに環境報告書を作成する組織を対象に、その作成方法、主要な論点、報告すべき指標の概略を示す。 ・企業の水排出に関する環境報告書ガイドライン ・企業の温室効果ガス排出に関する環境報告書ガイドライン ・企業の廃棄物排出に関する環境報告書ガイドライン	運輸環境地方省 1999年
カナダ	・持続可能性報告書の見出しテンプレート3種 目的は、「信頼を築き、情報の提供と啓発を重視する」、「持続可能性がビジネスにとっても効果があることを示す」、「企業の持続可能性に関する情報を標準化する(GRIに準拠)」としている。	持続可能性報告プログラム (The Sustainability Reporting Program) 政府、産業界、NGO等の代表者から構成
	・持続可能な発展及び環境報告書の作成と評価 (Writing and Evaluating Sustainable Development and Environmental Reports)	カナダ管理会計士ソサエティー(Society of Management Accountants of Canada: SMAC) 1998年
オーストラリア	・環境報告書の枠組み - オーストラリアのアプローチ (Framework for Public Environmental Reporting, an Australian approach)	オーストラリア環境省 2000年3月
	・環境報告書 - なぜ作るのか、どのように作るのか (Corporate Environmental Reporting. Why and How)	ニューサウスウェールズ州環境保護局 1997年(国家・地域開発省協力)
	・環境報告書：中小企業への手引き (Environmental Reporting: Handbook for Small and Medium Size Businesses)	オーストラリア商工会議所及びオーストラリアビジネスリミテッド(任意参加による団体) 2001年6月
アメリカ	・環境パフォーマンスの測定：環境効率指標に注目して (Measuring Environmental Performance: A Focus on Eco-Efficiency Indicators) 環境パフォーマンスの測定に重点	アメリカ環境保護庁パフォーマンスインセンティブ局 (EPA Performance Incentives Division)
デンマーク	・社会報告書ガイドライン ・企業の社会的責任に関する報告書ガイドライン	2002年策定予定

2) 優良な環境報告書の表彰制度の実施

優良な環境報告書を表彰する制度は、オランダ、スウェーデン、イギリス、ドイツ、カナダ、オーストラリア及び EU 等で実施されています。(表4参照)

【表4：諸外国における環境報告書に関する表彰制度】

国名	表彰制度の名称	実施主体
オランダ	・ ACC環境報告書賞	オランダ会計士協会 (NIVRA) 環境会計士協会 (VMA)
スウェーデン	・ Arets miljoredovisning	Affarsvarlden Foretagsekonomiska institutionen
ノルウェー	・ Miljorapporteringspris	持続可能な生産及び消費センター (Norwegian Centre for Sustainable Production and Consumption : GRIP)
イギリス	・ イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA) 環境報告書賞 (UK Awards for Environmental Reporting) 及び持続可能性報告書賞 (UK Awards for Sustainability Reporting)	イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA)
ドイツ	・ 環境・社会報告書ランキング	ドイツ連邦環境財団 (The German Federal Foundation for the Environment)
EU	・ 欧州環境報告書賞 (European Environmental Reporting Awards)	イギリス勅許公認会計士協会 (ACCA) デンマーク会計士協会 オランダ会計士協会 (NIVRA)
カナダ	・ フィナンシャル・ポスト年次報告書大賞 (Financial Post Annual Report Awards)	フィナンシャル・ポスト誌 カナダ勅許会計士協会 (CICA)
オーストラリア	・ 年次報告書大賞 (Annual Reports Awards : 環境報告書部門)	オーストラリア年次報告書大賞法人 (Annual Reports Awards Australia Inc)
	・ AMEEF環境優良賞 - コミュニケーション賞 (The AMEEF Environmental Excellence Award-Communication) 対象は資源・エネルギー業界	オーストラリア資源エネルギー環境財団 (Australian Minerals & Energy Environment Foundation : AMEEF)

3) その他の環境報告の促進策

その他、環境省等における環境報告の促進策としては、イギリス及びドイツなどでは年金法が改正され、「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての開示が義務付けられています。オーストラリアでは、環境省ホームページにおける情報提供、環境省が商工会議所による中小企業向けに環境報告書ガイドラインの作成に当たっての補助金を支出、環境マネジメントシステム、環境デザイン、ライフサイクルアセスメント、環境会計など、事業者のエコ（環境・経済）エフィシエンシーに関する普及促進、環境省に質問窓口（電子メール、Fax、文書）の設置、及び事業者への情報提供等が行われています。

また、EU では「企業の年次会計及び年次報告書における環境問題に関する認識、測定、及び公表に係る 2001 年 5 月 30 日付勧告（COMMISSION RECOMMENDATION of 30May2001 on the recognition, measurement and disclosure of Environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies (2001 / 453 / EC))」が策定されています。（表 5 参照）

【表 5 : 諸外国におけるその他の環境報告書の促進策】

国 名	政府、環境省等による環境報告の促進策
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パフォーマンス報告の奨励 上場企業の FTSE 指数上位 350 社に対し、環境パフォーマンス報告の奨励を首相が表明 ・改正年金基金法（2000年） 年金基金の運用者に対して社会的責任投資に関する方針（社会、環境、又は倫理面における配慮をどの程度行っているか）の公開義務付け ・改正企業法 企業の年次報告書で公開する情報に、事業特性の理解と関連がある場合には事業の社会、環境面での影響を含む
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金改革法の制定（2001年） 公的及び個人年金基金を取り扱う投資会社に対する減税措置のために、政府から認証を受ける条件の一つに投資先の選択に当たっての社会・環境面での基準を年次報告することが含まれる。
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の年次会計及び年次報告書における環境問題に関する認識、測定、及び公表に係る 2001年 5月30日付勧告の策定 (COMMISSION RECOMMENDATION of 30May2001onthe recognition, measurement and disclosure of environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies (2001 / 453 / EC)) EU 加盟国に対して、自国内の企業が発行する年次報告書における環境情報開示を促す施策を実行するよう勧告 ・第6次環境行動計画策定 企業に対し、環境パフォーマンスの測定を奨励するとともに、EU のルールに対する理解促進、企業に対し、良い環境パフォーマンスに報いるためのスキーム開始、グリーン購入推進のために、税金その他のインセンティブ調査、金融セクターと共同で、環境に配慮した投資のクライテリア策定に着手
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が、持続可能性報告プログラムのスポンサー
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページにおける情報提供 環境報告書の基本的考え方、国内外の環境報告書に関連する企業・団体・個人へのリンク集、用語集、環境報告書作成の障害について概説 ・環境報告書ガイドラインの作成 ・中小企業向け環境報告書ガイドライン作成のための商工会議所等への補助金 ・政府の質問窓口の設置、直接面会による情報提供
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護庁によるGRIへの支援

4) 欧州連合における環境管理監査スキームの概要

EU の環境管理監査スキーム（EMAS）は、1993 年に制定された EU 規則に基づき、1995 年から、EU 領域内の工場等を対象に実施されている制度です。その目的は、

事業所における EU 規則に定めた要求事項に係る環境方針・環境計画等の策定と環境マネジメントシステムの確立及びその実施を促進する環境マネジメントシステム等の内容及びその実績について客観的・定期的評価を行うことにより、事業所の環境方針の内容、環境マネジメントシステム及び環境行動計画の適切性、環境監査の実施状況、環境声明書に記載されたデータと情報の信頼性、適切性を担保する

国民に事業所の環境に関する取組についての公平な情報を提供すること等にあり、環境声明書（環境報告書）を、公認環境検証人による検証を経て公表することが求められていることに、大きな特徴があります。

環境声明書には、事業活動の詳細、関与する活動に係わる全ての重要な環境問題についての評価の結果、汚染物質の排出量、廃棄物発生量、原料・エネルギー・水の消費量、騒音その他の重要な環境分野のデータの要約、環境パフォーマンスに関するその他の要因、事業所において実施されている環境方針・計画の内容、次回の環境声明書の提出期限、及び公認環境検証人の氏名を記載することが求められています。

また EMAS 制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、図 8 に示した EMAS のロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示（もしくは記載）することができます。

この EMAS の欧州連合全体の参加数は 2002 年 1 月末時点で 3,982 事業所となっていますが、その参加状況は国によって差異があり、最も多いのがドイツで 2,641 事業所（全体の 66.3 %）、次いでオーストリアの 421 事業所（10.6 %）、スウェーデン 202 事業所（5.1 %）などとなっています。



【出所：EMASウェブページより*18】

EMAS は欧州域内の事業所の環境マネジメントシステムの構築、環境保全活動の推進に大きな役割を果たしているとの評価がある一方、環境検証人による検証基準のばらつきが大きいとの批判もあります。

*18 : http://europa.eu.int/comm/environment/emas/index_en.htm

5) 環境報告書の作成・公表あるいは環境情報公開の制度化

諸外国では、EMASのような任意の制度ではなく、上場事業者や比較的環境負荷の大きい全ての事業者を対象として、事業所の環境情報に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業者が環境報告書等の作成と公表を、法律で制度化する動きが広がりつつあります。

オランダでは、1997年に改正された「環境管理法」により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の2種類の環境報告書を作成し、前者は許認可に係わる地方公共団体及び地方の公共事業・水管理局に提出すること、後者については誰でも入手可能であることを義務付けています。

デンマークでは、1995年に制定された「環境計算書法」により、最終的に「環境保護法」で許認可を受ける必要がある約3,000の事業所に対して、環境報告書を作成し、商業企業庁及び地方監督機関に提出後、公開することを義務付けています。

フランスでは、商法、労働法等の関係諸法令を改正し、全ての上場事業者を対象として、事業活動の環境面及び社会面に関する情報を年次報告書に記載することを義務付け（2002年2月21日付け官報で公告）、本年より施行される見通しです。

ベルギーのフランダース州でも1999年に、環境報告書を作成し、州環境許認可省に提出することと、その情報を公開することを義務付けています。

その他、スウェーデン、ノルウェー、フランス及びオーストラリアでは、年次報告書に環境に関する情報を記載するよう、会社法等で制度化しています。

以上のように、諸外国においては、環境報告書の作成及び公表を促進するため、様々な施策が実施されており、特に、年次報告書を含め、何らかの形式で環境情報を公開することを法的な義務とする制度が実施されています。（オランダ及びデンマークの詳細な状況については、資料4を参照）

6) 社会的責任投資の拡大

平成13年度「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」（平成14年3月環境省）においては、社会的責任投資（SRI）の拡大傾向が指摘されています。

SRIとは、従来からの株式投資の尺度（収益性や成長性、キャッシュフ

ロー等)に加え、環境保全、人権や労働安全衛生、地域社会などへの対応の評価を銘柄選択に加えた投資信託を言います。

米国においては、もともと南アフリカのアパルトヘイト問題、ベトナム戦争などに関連して倫理的投資や社会運動と結びついた投資が行われていましたが、1990年代以降、環境問題の深刻化と市民意識の高まりを受けて、広く環境配慮等を行う企業に投資する投資信託が急速に注目を集め、拡大しています。現在、米国における社会的責任投資全体の規模は2兆3,400億ドルに達しているとされており、この内スクリーニング型投資行動は2兆300億ドルと推定されています。「環境」はスクリーニング型の投資行動の評価項目として運用事例の50%以上で採用されており、オープン投信のファンドの過半数で企業の環境配慮行動評価を反映させていると推測されています。

欧州では、1948年から英国国教会が機関投資家として、武器、アルコール、たばこ、ギャンブルに関連する企業に対する投資を忌避する方針を明確にしたり、1984年に社会的責任投資を明確に打ち出した投資信託商品が設定されたりするなど、古くからSRIの取組が行われてきました。そして1980年代末に広く環境配慮を行う企業に投資する最初の投資信託が設定され、1990年代に入ると、これに続いて続々と環境効率性の観点から投資企業を選定する投資信託が設定されるという状況になっています。現在、欧州内のSRI型オープン投信は、設定数251ファンド、投資残高156億ユーロと見られています。

また、英国では2000年に年金法が改正され、「投資判断の際に、企業の環境、社会配慮を考慮しているか」についての開示が義務付けられ、金額ベースでは8割近い年金基金がこうした配慮をはじめており、同様な制度改正は、フランス、ドイツ、オーストラリアなどでも行われています。

以上のように、欧米においては1990年代以降、SRIが急速に拡大しつつあり、これに伴って、企業に対して環境、社会配慮などの情報開示が求められており、環境報告書(持続可能性報告書)を作成、発行する企業が増加傾向にあります。

6 . 環境報告書の第三者レビューの状況

1) 環境報告書の第三者レビューの概況

環境報告書の信頼性を高めるために、環境報告書の第三者レビューを実施する事業者が増えています。現在実施されている環境報告書の第三者によるレビューや審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明等と、様々な表現が用いられ、その実施主体である「第三者」も監査法人や学識経験者等と多様であり、これらの用語の定義は明確ではありません。このような現況の第三者レビューは2種類に大別されます。

監査法人（関連会社を含む）等が実施している、環境報告書に記載された情報の正確性を審査し、保証するもの
学識経験者、環境コンサルタント、環境 NGO 等が実施している、当該事業者の環境への取組の適切性について評価を行うもの

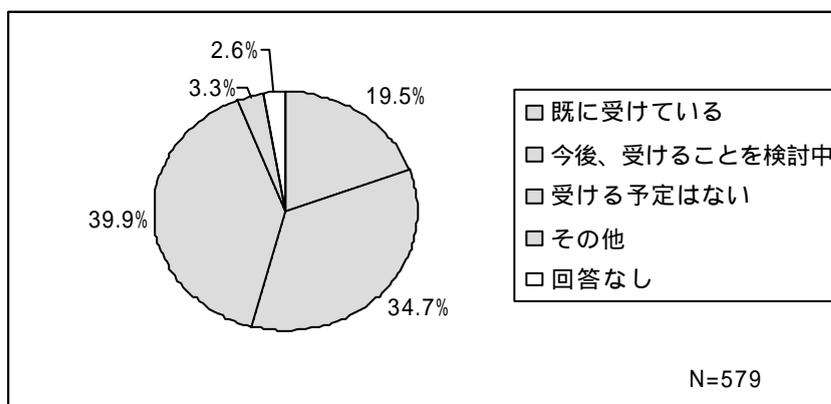
本検討会では、便宜上、このような取組全体を「第三者レビュー」、環境報告書に記載された文章を「第三者意見書」と呼び、その実態と課題を調査しました。

2) 環境報告書の第三者レビューの実施状況

(1) 第三者レビュー実施割合

環境省が実施している「環境にやさしい企業行動調査」の平成13年度の結果によれば、環境報告書を作成している579社の中で、図9に示したように何らかの第三者レビューを「既に受けている」事業者は113社（19.5%）、「今後、受けることを検討している」事業者は201社（34.7%）になっています。

【図9：環境報告書の第三者レビューの受審状況】

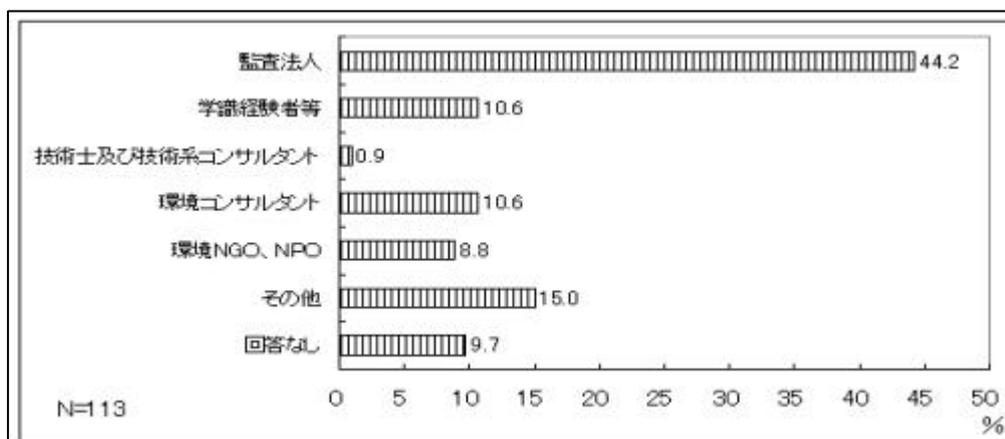


【出所：図2に同じ】

(2) 第三者レビューの実施主体

第三者レビューを「既に受けている」113社における第三者レビュー実施者の内訳は、「監査法人（関連会社を含む）」が最も多く50社（44.2%）、次いで「学識経験者又は環境問題研究者」と「環境コンサルタント（シンクタンク等）」がともに12社（10.6%）などとなっています（図10参照）。

【図10：第三者レビューの実施者】

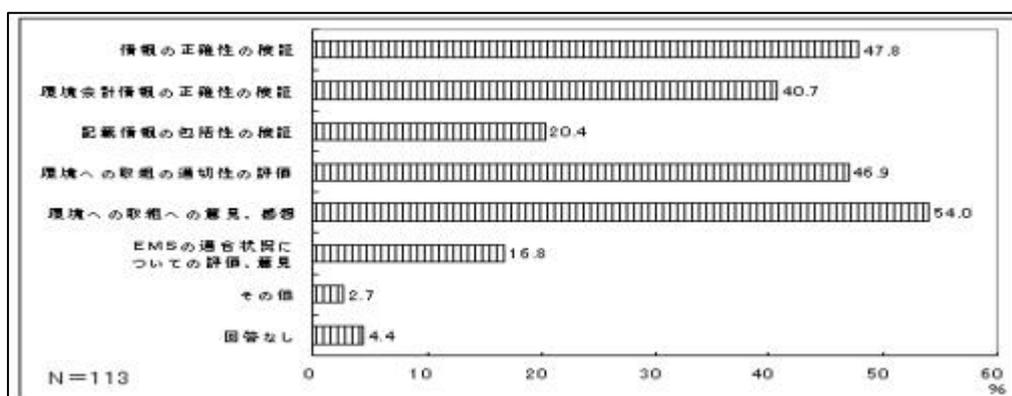


【出所：図2に同じ】

(3) 第三者レビューの受審内容

第三者レビューの受審内容（複数回答）については、「環境に関する取組に対して意見、感想等を述べてもらう」が最も多く61社（54.0%）、次いで「環境報告書に記載した情報の正確性の検証」が54社（47.8%）、「環境に関する取組の適切性の検証、評価」が53社（46.9%）、「環境報告書に記載した環境会計情報の正確性の検証」が46社（40.7%）などとなっています（図11参照）。

【図11：受審した第三者レビューの内容（複数回答）】

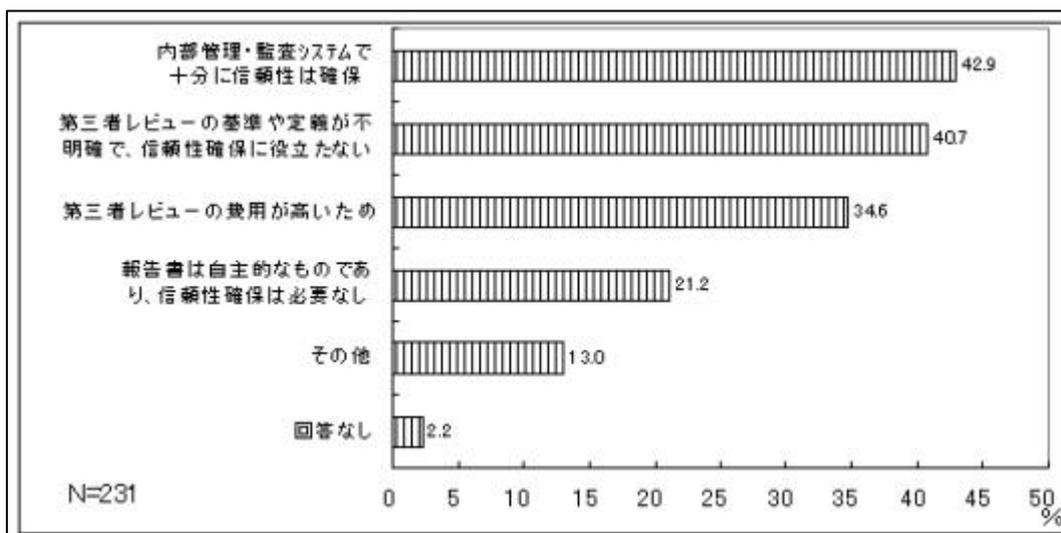


【出所：図2に同じ】

(4) 第三者レビューを受審しない理由

第三者レビューを「受ける予定はない」231社の「第三者レビューを受審しない理由」(複数回答)は、「内部管理・監査システムにより十分に信頼性は確保されているため」が99社(42.9%)、次いで「第三者レビューの実施主体、実施基準や定義等が不明確であり、信頼性確保に十分に役立たないため」が94社(40.7%)、「第三者レビューの費用が高いため」が80社(34.6%)などとなっています(図12参照)。

【図12：第三者レビューを受審しない理由(複数回答)】



【出所：図2に同じ】

3) 環境報告書の第三者レビューに関するガイドライン等の概要

環境報告書の第三者レビューは様々な形態で実施されていますが、その適正な実施を図り、第三者レビューそのものの信頼性及び透明性を確保するため、国内外でガイドライン等を策定する取組が行われています。

- ・日本公認会計士協会(JICPA)の『環境報告書保証業務指針(試案)』(中間報告)
企業等の環境報告書に対して実施されている環境情報の信頼性に対する保証を付与する業務についてのガイドラインを示すことを目的に、一般指針、実施指針、報告指針の3章から構成されています。(以下、JICPA案)
- ・欧州会計士連盟(FEE)のディスカッションペーパー
環境報告書の保証業務等が行われるようになってきた背景、チームで行う保証業務の責任の所在、業務受託に当たっての必要条件、保証業務の実施指針、保証業務の原則、報告指針で構成されています。(以下、FEE案)

- ・ドイツ会計士協会（IDW）のガイドライン

環境報告書の定義、業務受託に当たっての必要条件、保証業務の実施指針、報告指針（監査報告書、証明報告書）で構成されています。（以下、IDW 案）

- ・GRIのワーキングペーパー

レビューを受ける主体がすべきこと、業務受託に当たっての必要条件、保証業務の実施指針、報告指針、レビュー実施者の資質で構成されています。（以下、GRI 案）

これらを比較すると、国内外の公認会計士協会による案は、主としてレビュー実施者（特に職業会計士）を対象としているのに対し、GRI 案はさらに持続可能性報告書の作成主体も対象としています。また、レビュー実施者の資質という項目でも、実施指針に含める例（JICPA 案）、業務受託条件に含める例（IDW 案）など様々ですが、4 案とも第三者レビューを保証業務と捉えるなど、比較的多くの共通性が見られます。

各ガイドライン等において、比較的共通に取り上げられている事項は以下のようになっています。

上記4案の全てで共通に取り上げられている事項

- ・業務の受託に当たって、保証の範囲、水準、適用される基準等に係る受審者と実施者の間の文書による合意
- ・第三者レビューの結論形成の根拠となる合理的な基礎を得るための証拠の質と量についての考慮事項
- ・保証業務における、環境報告書の作成基準の必要性
- ・適切な計画に基づく保証業務の実施とその際の考慮事項に関する指針
- ・第三者意見書に記載されるべき具体的内容
- ・保証業務実施者の資質（審査、環境マネジメントシステム、環境情報システム、受審者の業務特性等について十分な知識の必要性等）

GRI 案を除く3案で共通に取り上げられている事項

- ・保証水準の定義（保証業務の目的、入手可能な資料による差異が存在することの解説）
- ・環境報告書に記載された情報の正確性、網羅性の評価の具体的な実施指針
- ・保証業務の要素としての、環境マネジメントシステムの評価、環境情報システムの評価
- ・専門家の利用に関する指針

以上から、これまで検討、作成されてきたガイドライン等は、監査法人等

が実施している環境報告書に記載された情報の正確性を審査し、保証する第三者レビューを主たる対象としています。しかし、いずれのガイドライン等も試案の段階であり、その手続きや基準、レビュー実施者の資格等について、社会的に十分な合意が形成されている状況にはありません。（各ガイドラインの概要及びその比較結果については資料6を参照）

4) 環境報告書の第三者レビューに関するアンケート調査結果の概要

調査時点で入手した350事業者の2000年版及び2001年版の環境報告書の中で、第三者レビューを受審した80の企業または組織（以下、レビュー受審者という）及び第三者レビューを実施した92組織又は個人（以下、レビュー実施者という）を対象に、郵送によるアンケート調査を実施しました（調査結果の詳細については、資料4を参照）。なお、アンケート回収数は、レビュー受審者67件（回収率84%）、レビュー実施者28件（回収率30%）でした。

(1) 環境報告書の目的・ガイドライン

レビュー受審者が環境報告書を作成・公表する最も主要な目的は、「情報提供等の社会的な責任を果たすため」が46件（69%）、次いで「株主・金融機関・取引先等の利害関係者への情報提供を行うため」が10件（15%）等となっています。

また、レビュー受審者が環境報告書作成の際に準拠又は参考にしたガイドライン等は、「環境省環境報告書ガイドライン（2000年度版）」が63件（94%）、「GRIガイドライン」が46件（69%）、「他社の環境報告書」が41件（61%）となっていました（複数回答）。

(2) レビューの内容

第三者レビューの内容は表4のとおりです（複数回答）が、ほとんどが情報の正確性のレビューと環境に関する取組の評価等（意見・感想の表明を含む）となっています。

【表 6 : 実施されている第三者レビューの内容】

レビューの内容	レビュー受審者	レビュー実施者
環境報告書に記載した情報の正確性のレビュー	38 (57%)	10 (36%)
環境報告書に記載した環境会計情報の正確性のレビュー	30 (45%)	7 (25%)
環境報告書に記載した情報の所定のガイドラインに準拠した包括性のレビュー	9 (14%)	3 (11%)
環境に関する取組の適切性等のレビュー、評価	27 (41%)	13 (46%)
環境に関する取組に対して意見、感想等	42 (64%)	21 (75%)
ISO14001 の適合状況についての評価、意見等	8 (12%)	3 (11%)
その他	6 (9%)	6 (21%)

(3) レビュー実施者の属性

ほとんどの正確性のレビューは監査法人（関連会社を含む）により、意見・感想等の表明は学識経験者や環境 NGO 等により実施されています。

(4) レビュー実施手続き・基準

正確性のレビューでは、レビュー実施者が自らが予め標準的な手続きを提示しており、意見・感想等の表明では、レビュー受審者が希望する手続きを提示する傾向にあります（レビュー実施者は自ら定めていない）。レビューの基準についても、正確性のレビューではレビュー実施者が提示し、意見・感想等の表明では特に決めていないという傾向にあります。

(5) レビューの問題点

正確性のレビューではレビュー受審者は「コスト」が最大の問題であると回答しており、一方でレビュー実施者は「第三者レビューの実施基準が明確ではないこと」が最大の問題であると回答しています。

意見・感想等の表明では、レビュー受審者・実施者とも「特に問題は感じていない」が多いなか、「評価基準が明確ではないこと」が問題であるとの回答もあります。

さらに、現在の第三者レビュー全体に係る問題点としては、レビュー受審者・実施者とも「一般的に合意された基準、受審内容、手続き等が存在していない」との回答が最も多く、次いで、正確性のレビュー及び包括性レビューでは「何らかのガイドライン等が必要」との回答が続きます。

ガイドラインに必要な内容について最も多かった回答は「レビュー基準」であり、次いで「レビュー手続き」、「実施者の認定制度」でした。

なお、意見・感想等の表明では、ガイドライン等が「必要」あるいは「不必要」との回答はレビュー受審者・実施者ともにほぼ同程度でした。

(6) レビュー実施者の責任

第三者レビューの結果、表明した意見等の内容に対する責任については、「第三者レビューの形態に関らず、環境報告書に記載されている意見及びその内容に対して、レビュー受審者・実施者ともに何らかの責任はある」との回答が多くなっています。

5) 環境報告書における第三者レビューの実施内容

前述したアンケート調査の対象とした80事業者の環境報告書の記載内容を基に具体的なレビューの目的、レビューの対象と範囲、レビュー内容、レビュー実施者の概要、レビュー基準、レビューの結論のスタイル等について分析調査を行いました。

(1) 第三者レビューの実施概要

定義

第三者レビューに用いられている用語は多様であり、本調査においても合意された用語及び定義は見られませんでした。

第三者レビューの種類

環境報告書に記載されている情報の正確性を保証するものと、環境保全目的に照らした報告内容の網羅性や環境への取組の適切性について意見・感想等を表明（以下、評価という）するものに大別されました。

なお、情報開示のあり方や環境報告書の理解容易性をレビューする取組もありました。

第三者レビューの対象

定量的な環境情報の集計プロセスや整合性をレビューの対象とするものや、環境報告書の原案、環境方針・環境マネジメントシステム等を評価の対象とするものなど、第三者レビューの種類に応じて多様となっていました。

第三者レビューの方法

関連資料の閲覧、現場訪問、環境報告書作成担当者への質問、経営層へのインタビュー等が主たるものでした。

第三者レビュー実施者

記載されている環境情報の正確性を保証する場合には、監査法人やその系列会社が主な実施者ですが、環境カウンセラーによる例もありました。

環境への取組の適切性等を評価する場合には、学識経験者や環

境問題専門家、環境 NGO・NPO の職員等が主な実施者となっていました。

(2) 第三者レビューの種類による比較

保証としての第三者レビュー

保証としての第三者レビューは、環境報告書の記載情報の正確性もしくはその作成プロセスの検証に重点が置かれており、保証の程度は包括的ではなく限定的です。

保証の範囲や手続きは、いくつかの指針が公表されているものの、実務上は環境報告書作成事業者との合意により決定されるため、一定ではありません。

結論の表明は、レビューの目的、手続き及び結論を記した短文形式による第三者意見書等であり、環境報告書の利用者にとっては、専門的な知識がないとどのような点が保証されているのか理解しにくいと考えられます。

また、レビューは一定のレベルの「保証業務」であり、限定的ながら保証責任を認識していることが伺えます。反面、レビューの過程で検出された改善事項の指摘は、経営者に対してのみ報告（マネジメントレター）され、一般に公表されることはあまりありません。

評価としての第三者レビュー

評価としての第三者レビューは、環境報告書作成事業者の環境への取組自体の適切性や妥当性の評価に重点が置かれています。この評価に当たっては、作成事業者より提示された情報そのものが正確であることを前提条件にしており、情報の正確性を担保するものではありません。

評価の範囲や手続きについては、各レビュー実施者の判断による場合が多く、一定ではなく、指針等も存在しません。

結論の表明は、長文形式による第三者意見書等であり、当該事業者の環境への取組のうち、優れている点や改善すべき点が具体的に記述されており、環境報告書の利用者にとってはわかりやすいと言えます。しかし、記述項目が一定はなく、長文であってもレビューの範囲や手続きについて記載されていないため、結果的に環境報告書の利用者にとっては、当該事業者の環境保全の取組をどの程度正確に反映しているのか理解しにくいと考えられます。

この場合、レビュー意見の表明に対して、レビュー実施者は保証業務としては受け取っていないものの一定の責任を認識していると考えられます。

【表7：第三者レビューの概要の取りまとめ結果】

第三者レビューの種類 比較項目	保証としての第三者レビュー (環境報告書に記載された情報の正確性の検証)	評価としての第三者レビュー (環境に関する取組の適切性の評価、及び取組に対する意見、感想の表明)
第三者レビューの主な実施者	監査法人あるいはその関連会社 (公認会計士等)	学識経験者、環境問題専門家、 環境NGO等
第三者レビュー実施者の認識	一種の保証業務と認識している	保証業務とは認識をしていないように見受けられる
第三者意見書等のタイトル	環境報告書に対する「第三者意見書」、「第三者審査報告書」、「第三者検証意見書」等	「監査所見」、「第三者のコメント」、「第三者からのメッセージ」等
第三者レビューの手続き	「受審企業と実施者の合意に基づく」と第三者意見書等に記載	不明(第三者意見書等に記載されていない場合が多い)
第三者レビューの基準	不明(第三者意見書等に記載されていない場合が多い)、「基準が確立されていない」と記されたものもある	不明(第三者意見書等に記載されていない場合が多い)
第三者意見書等の形式	レビューの目的、手続き及び結果を簡潔に記した短文形式の第三者意見書(改善事項の指摘は経営者に対してのみ報告され、非公開が多い)	環境への取組状況の評価や改善すべき点を記した長文形式の第三者意見書
環境報告書の利用者から評価できる点	レビューの目的や手続きが明確に記載されている	当該事業者の環境への取組の評価すべき点や課題が比較的平易に記載されている
環境報告書の利用者の立場からわかりにくい点	実際にどのような点が保証されているのか、わかりにくい	レビューの範囲、手続き等が記載されていないため、当該事業者の環境保全への取組をどの程度正確に反映しているか不明

6) 環境報告書の第三者レビューの課題

以上の調査結果から、全般的に環境報告書の第三者レビューは、多様なレビューが実施されており、レビューを受審することによって、どのようなことについて、どの程度信頼性が確保されているのかが曖昧なまま、実務が先行している状況にあります。

環境報告書の正確性についての第三者レビュー

監査法人等のレビュー実施者自身が定めた手続き、基準等に基づいて実施しており、手続き等も公開しています。このような取組は、環境報告書の信頼性を高めることに資する先駆的な取組として評価されますが、社会的に合意された基準ではないため、レビュー受審者、実施者の双方が、社会的に合意された共通のガイドライン等が必要であると考えているとともに、レビュー実施者の資格制度が必要との意見もあります。

また、利用者が期待する環境報告書に対する保証の程度や範囲と、実施されているレビューの内容とは隔たりがあるため、第三者レビューを受けても、当該事業者の環境への取組の課題が理解されにくいこと等が課題であると考えられます。

環境への取組に対する評価についての第三者レビュー

様々な主体により実施されており、その手続きや基準は、特に定められていないか、受審者側が提示している場合がほとんどです。レビュー受審者が自らの環境への取組の参考にするため、専門家による評価結果を記載していると言えます。そのため、内部活用される場合には問題はありませんが、レビューの範囲や手続きが不明確であるにも係わらず、環境報告書に記載される場合は、環境報告書の利用者に対して当該事業者の環境への取組が優れているとの誤解を与えるおそれがあります。

レビュー実施者の責任

レビューの受審者、実施者ともに「社会的に何らかの責任がある」と考える回答が多いことから、第三者レビューの手続き及び基準、レビュー実施者の資格要件や責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要があります。

環境報告書の意義には、環境コミュニケーションの促進や事業者の社会的説明責任の観点があること、また同時に、エコファンド等においては環境報告書の記載情報により、当該事業者に対する判断あるいは評価が行われることから、環境報告書の信頼性及びその比較可能性が適切に担保されることが極めて重要です。

第三者レビューは、その手法と仕組みが確立すれば、環境報告書の信頼性と比較可能性を高めるための非常に有効な手段の一つと考えられます。そのため、第三者レビューの望ましいあり方について議論を行い、手続き・基準、レビュー実施者の資格要件、レビュー実施者の責任等についてのガイドラインを制定する等の検討をしていくべきであるとともに、環境報告書及び事業者の環境への取組等に関する第三者レビューについて、第三者レビューそのものの信頼性、適切性、透明性を高めていくことが必要です。

7. 今後の環境報告の普及に向けての方策

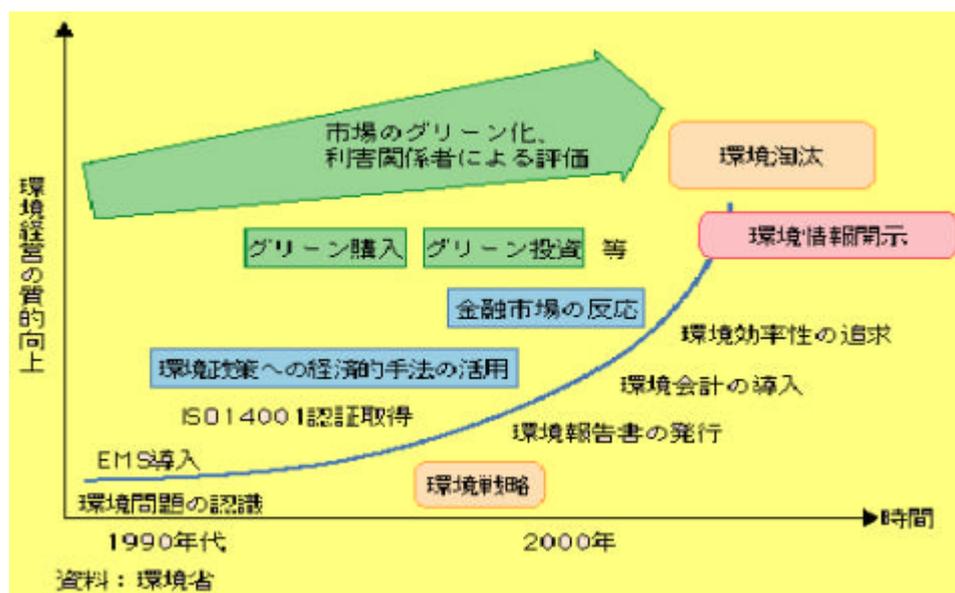
1) 事業者の環境経営促進に向けての枠組み

(1) 環境経営と社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性
持続可能な循環型社会構築していくためには、社会経済活動の主要な部分を占める事業者の自主的、積極的な取組が必要不可欠です。環境問題の深刻化や法制度等の整備、市民意識の高揚を背景に、事業者の意識も変わりつつあります。環境に関する取組は、これまでの規制を遵守すればよいとする受動的なものから、今後の業績を左右する重要な要素の一つであるという認識に転換してきており、「環境経営」の考え方が急速に台頭しつつあります。

こうした中で、環境マネジメントシステムの導入や環境配慮型製品やサービスの企画、製造工程のグリーン化、資源や部品のグリーン調達などの取組が積極的に行われつつあるとともに、市場や投資家によるグリーン購入やグリーン投資、さらには環境格付けなどが登場して、「環境」という新しい評価基準を競争条件とする「環境淘汰」が始まりつつあります。

このような状況において事業者の環境経営を促進していくためには、「相対的に環境への取組が進んだ事業者（グリーン事業者）」が市場において優位を占める社会を実現していくことが必要です。そのためには、グリーン事業者が市場において一定の評価を受けられるように支援・誘導することが求められ、図13のような事業者の環境経営と社会的な説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性が想定されます。

【図13：事業者の環境経営と社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性】

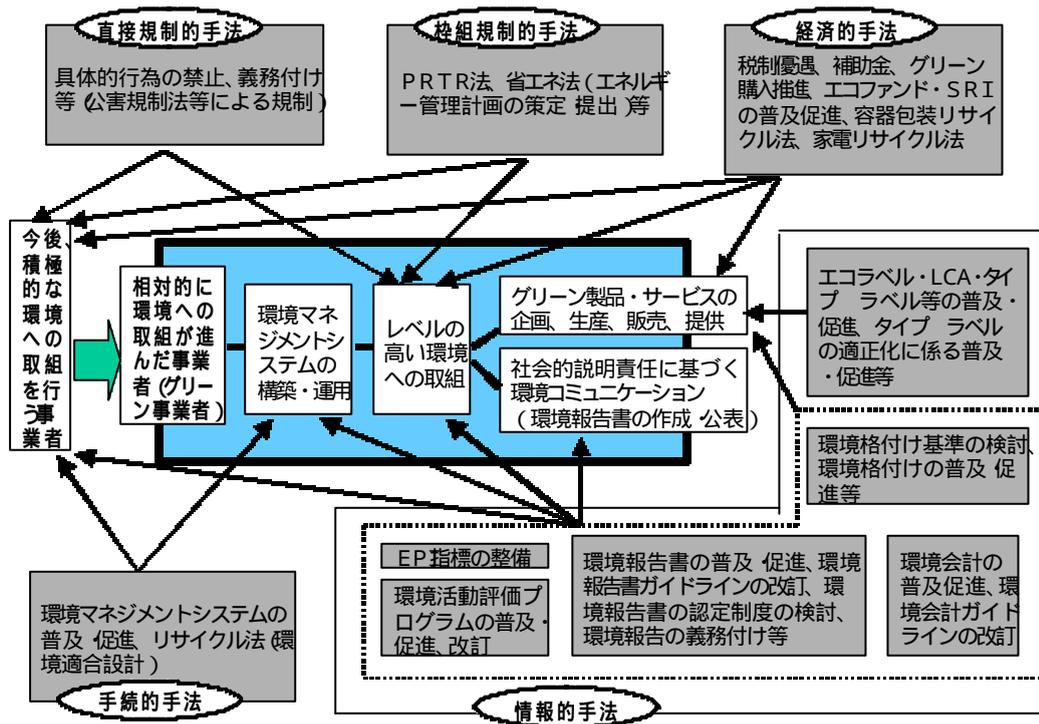


(2) 包括的グリーン事業者支援施策

環境経営の実現に向けた事業者の取組を促進していくためには、これを包括的に支援、誘導、あるいは優遇する施策（包括的グリーン事業者支援施策：Integrated Business Policy = IBP）の枠組みを構築していくことが必要であると考えられます。そして、この枠組みの中での「環境報告」の位置付けを明確にするとともに、環境報告の普及促進に向けた施策目標を明らかにし、具体的な普及促進策を検討していくことが重要です。

包括的な支援施策としては、例えば、事業者における環境への取組を支える基盤としての環境マネジメントシステムや環境情報システム構築の支援があります。この他、優良な取組を促進するための施策としては、環境格付けや取組への補助、税制優遇などがあげられます。社会的な説明責任に基づく環境コミュニケーションの推進施策としては、環境報告の普及促進などがあげられ、さらにその比較可能性や信頼性の確保が必要となります。これらを例示すれば、図14のように考えられます。

【図14：包括的グリーン事業者支援施策（Integrated Business Policy = IBP）の枠組み】



2) 環境報告書に関する現状認識と普及に向けての課題

(1) 現状認識

第2章から第6章で述べた環境報告書の普及促進策を検討する際の基礎資料とするため実施した各種の調査結果から、我が国における環境報告書の現状は、以下のように取りまとめることができます。

現状1：作成・公表事業者数は増加

- ・環境報告書を作成・公表する事業者の数は年々増加しており、平成13年度において、約1,000の事業所が環境報告書を作成・公表しているかあるいは作成・公表予定であると推測されます。

現状2：作成・公表事業者の割合は低い

- ・上場企業及び従業員500人以上の大手事業所のうち環境報告書を作成・公表している事業者の割合は全体の16%程度と低くなっています。

現状3：環境報告書の記載内容は充実してきている

- ・作成・公表されている環境報告書の記載内容は、自主的な創意工夫により充実してきています。

現状4：環境報告を行う事業者を適正に評価する制度はない

- ・環境報告書を作成・公表している事業者は、積極的に環境への取組を行っているため、このような取組を行っていない事業者との格差が広がってきていると考えられます。
- ・社会的公平性を確保しつつ、環境保全を推進する観点から、このような積極的な取組を行っている事業者が適正に評価される枠組みが欠如しています。

現状5：地方公共団体において環境報告の推進策が行われ始めている

- ・一部の地方公共団体においては、地域の事業者に対して地球温暖化防止計画や廃棄物減量・リサイクル計画等の作成を、条例において義務付ける団体が増えてきており、一部にはその公表をも義務付けている団体もあります。
- ・同様に、環境活動評価プログラム等を活用して、地域の中小事業者の環境行動計画等の審査・認定を行う団体が増えてきており、一部にはその公表をも求めている団体もあります。

現状6：第三者レビューの取組が進展

- ・環境報告書の信頼性を高めるために第三者レビューを受審する事業者が増えつつありますが、社会的に合意された手続きや基準、レビュー実施者の資格要件等に関する検討は十分になされておらず、それらのガイドライン及び資格制度の創設を求める意見が多くなっています。

現状 7：欧米諸外国でも環境報告の促進策が実施されている

- ・欧米諸外国においては、何らかの形で事業者对环境情報の公表を義務付ける法律が制定されてきているとともに、SRI が拡大しつつあります。

(2) 普及に向けての課題

これらの現状及び第 1 章に記した『環の国』会議報告、規制改革会議答申等を踏まえると、環境報告書の普及促進に向けては、以下のような課題が考えられます。

課題 1：事業者における環境報告書への取組の容易性を高めること

多くの事業者が容易に環境報告書を作成することができるよう、既存の環境報告書ガイドライン等の改訂、シンポジウム・セミナー等の開催、環境活動評価プログラムの改訂など、必要な基盤整備を拡充強化することが求められています。

課題 2：事業者の環境報告書公表に当たりインセンティブを確保すること

より多くの事業者が積極的に環境報告書の公表に取り組むよう、環境報告書を公表する事業者に対して何らかのインセンティブを付与する、または公表しない事業者にディスインセンティブが働くよう工夫することが求められています。

課題 3：環境報告書公表に当たり社会からの適正な評価を確保すること

環境報告書を公表する事業者が適正に評価されるような枠組みを構築するとともに、環境報告書の記載内容の比較可能性の向上を図ることが求められています。^{*19}

課題 4：環境報告書の信頼性を確保すること

環境報告書の記載内容が正確であるよう、また、第三者レビューの信頼性が向上するよう、新たな枠組みを構築することが求められています。

課題 5：大手事業者だけでなく、中小事業者における普及促進を図ること

中小事業者が積極的に取り組める枠組みを整備するとともに、環境活動評価プログラムを活用するなど、何らかのインセンティブを付与すること及び地方公共団体での認定制度等との整合性を図ることが求められています。

^{*19}：環境報告書を公表している事業者は、そのコストを負担して、社会的な説明責任に応えようと努力している。このような積極的に環境への取組を行っている事業者が適切に評価され、それが競争上の優位に結びつかなければ、取組の一層の拡大は望めない

3) 既に実施されている施策及び考えられ得る施策の整理

上記の5つの課題毎に、現在、実施されている施策及び考えられ得る施策は、以下のように取りまとめることができます。

なお、考えられ得る施策のうち、直ちに実施することが可能な施策及び実施が比較的容易な施策は" "を、今後、実施に当たってそのあり方を検討することが必要な施策は" "を付しました。

課題1：取組の容易性を高めるための施策

既に実施されている施策

- ・環境報告書ガイドライン及び環境会計ガイドラインの策定
- ・セミナー、シンポジウムの開催
- ・環境報告書ネットワークの支援
- ・環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示

考えられ得る施策

セミナー、シンポジウムの地方開催

地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策

大都市に比較して十分な支援策の講じられていない地方の事業者における取組を容易にすることを図る。

環境報告書ガイドラインの改訂

地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施

地方において手本となる優良な取組を育成するとともに、作成費の補助等の支援を行う。

課題2：取組に対するインセンティブを確保するための施策

既に実施されている施策

- ・優良な環境報告書の表彰
- ・政府のグリーン購入に際して環境報告書公表事業者の優先配慮

考えられ得る施策

金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供

金融機関、機関投資家等へ環境報告書を基にした企業評価の有効性について理解を求め、必要な情報提供を行う。

エコマークの認定における条件化

取組事業者への経済的支援

環境報告書公表事業者への税制優遇、低利融資、補助金交付等を行う。

優良な環境報告書の認定

優良な環境報告書の認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
事業の優良な環境保全への取組と優良な環境報告書の公表について認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

課題3：社会からの適正な評価確保のための施策

既に実施されている施策

- ・ 記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表
- ・ 環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施

考えられ得る施策

記載内容が比較可能なデータベースを拡充し、将来的には環境報告書の全作成事業者のリストを公開する。

環境報告書を比較可能な状態で公開し、適正な評価の確保を図る。

環境報告書を公表していない事業者のリスト公表も検討する。

環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む）

環境報告書に記載された環境情報の比較可能性を向上させる。

一定の要件を満たす環境報告書の認定

必要な要件を満たした環境報告書の認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化

取組の公平性を担保するため、規模の大きい事業者、環境保全上必要性が認められる事業者等（環境負荷の大きい事業者等）に対して、環境報告書等の公表を義務付ける。

他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化

有価証券報告書及び営業報告書等に、環境負荷の実績、削減目標及び環境保全の方針等の記載を義務付ける。

課題4：信頼性確保のための施策

既に実施されている施策

- ・ 第三者レビューの状況についての調査の実施

考えられ得る施策

第三者レビューガイドラインの作成

第三者レビューに係る手続き、基準、レビュー実施者の責任等を定める。

環境検証士制度（仮称）の創設

第三者レビュー実施者の新資格制度を創設する。

虚偽記載への対応の検討

環境報告書に虚偽の記載をした事業者への対応策を設ける。

課題 5：中小事業者に対する普及促進のための施策

既に実施されている施策

- ・環境活動評価プログラムの策定
- ・優良な環境行動計画の表彰
- ・全国でのセミナーの開催

考えられ得る施策

環境活動評価プログラムの改訂

一定の要件を満たす環境行動計画の認証

地方公共団体における認証制度創設の動きを踏まえ、その全国的な整合を図り、一定の要件を満たす環境行動計画の認証制度を創設する。

なお、以上のような施策にあわせて、環境報告書の普及促進に向けての政府目標を設定し、その効果を検証していくことが必要と考えられます。

【表8：既に実施されている施策及び考えられ得る施策の整理表】

施策分類 施策のねらい	現在、実施されている施策（継続実施）	直ちに実施することが可能な施策及び 実施が比較的容易な施策	今後、実施に当たってあり方を検討する ことが必要な施策
取組の容易性を高めるための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書ガイドライン及び環境会計ガイドラインの策定 ・セミナー、シンポジウムの開催 ・環境報告書ネットワークの支援 ・環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示 	環境報告書ガイドラインの改訂 セミナー、シンポジウムの地方開催 地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策	地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施
取組に対するインセンティブを確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な環境報告書の表彰 ・政府のグリーン購入に際して環境報告書の公表事業者の優先配慮 	金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供	エコマーク認定における条件化 取組事業者への経済的支援 優良な環境報告書の認定 優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
社会からの適正な評価を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表 ・環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施 	記載内容が比較可能なデータベースを拡充し、将来的には環境報告書の全作成事業者のリストを公開する環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む）	一定の要件を満たす環境報告書の認定 一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化 他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化
信頼性確保のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビューの状況についての調査の実施 		第三者レビューガイドラインの作成 環境検証士制度（仮称）の創設 虚偽記載への対応の検討
中小事業者に対する普及促進施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動評価プログラムの策定 ・優良な環境行動計画の表彰 ・全国でのセミナーの開催 	環境活動評価プログラムの改訂	一定の要件を満たす環境行動計画の認証

4) 今後、検討すべき施策の方向性

前節で考えられ得る施策を5種類に分類整理しました。これらの施策は、五者択一的に検討されるものではなく、各施策を適切に組み合わせて、その相乗効果、補完効果、あるいは対象事業者の違い等を十分に考慮しつつ、実施していくことが必要です。

それぞれの施策とその効果、施策実施に当たっての検討事項は、以下のよう
に考えられます。

(1) 現状強化型施策（環境報告書の作成・公表は任意とし、その中でできる限りの普及促進を図る施策）

主な施策

- ・政府のグリーン購入に際して環境報告書作成事業者の優先配慮あるいは条件化等
- ・エコマークの認定における条件化
- ・環境報告書データベースの比較可能性の向上と量的拡大

施策の目的

- ・環境報告書を作成・公表する事業者数のできる限りの増加を図る

施策の効果及び課題等

- ・グリーン購入やエコマークの関係事業者、建設業等の公共事業関連業界については相当程度効果が期待できる。
- ・取組を行っている事業者に具体的なメリットがある。
- ・データベースの普及は、事実上、環境報告書の比較可能性確保につながる。
- ・中小事業者等の負担軽減が必要である。

施策実施に当たっての検討事項

ア．どのような条件等を設定すべきか

申請書等に環境報告書の有無を記載する欄を設ける、環境報告書の提出を求める等、条件の設定には様々なレベルが考えられる。

イ．どのような事業者を対象とするか

事業規模や環境保全上必要性から様々なレベルが考えられる。

ウ．条件とする環境報告書の内容を、どの程度規定すべきか

グリーン購入やエコマークの場合は、環境報告書の要件を明確にすべきであり、主要な環境パフォーマンスデータの実績のみ、実績と目標値、環境方針や緒言までを含んだもの等、様々なレベルが考えられる。また、データベースの場合は、単に「環境報告書」とし、それ以上の規定はしないことも考えられる。なお、環境省の「環境報告書ガイドライン」との整合を図る必要もある。

- エ．提出等を求める環境報告書の信頼性をどのように考えるか
環境報告書の信頼性を確保する必要があるが、その要件として第三者レビューの受審を条件とする等の方法も含めて検討する必要がある。

(2) 制度化型施策（作成・公表そのものを何らかの形で義務化する施策）

主な施策

- ・一定の要件を満たす報告書の作成・公表の制度化（最低限の環境情報の開示の制度化）

施策の目的

- ・環境報告書を作成・公表していない事業者（環境への取組のレベルが低い事業者、規制対応以外の取組を行っていない事業者）等を対象として取組の底上げを図る

施策の効果及び課題等

- ・取組事業者が大幅に増加するとともに、社会からの適正な評価が確保されうる。
- ・環境報告書の要件等が厳格に定められ、比較可能性が確保されうる。
- ・基準が緩やかであれば環境報告書の質の向上が図られず、比較可能性も担保されない可能性がある。逆に基準が厳格すぎると事業者の負担が大きくなる。
- ・環境報告書の作成そのものが目的化してしまい適切な環境保全への取組の推進が果たせない恐れもある。

施策実施に当たっての検討事項

ア．環境報告書の開示項目をどのように設定するか

「一定の要件」には、最小限の環境情報データを列挙したものに環境方針を加えただけの内容から、環境省の環境報告書ガイドラインで示した内容まで、様々な水準が考えられる。

イ．制度化に当たって、公的機関への提出の必要性について

単に環境報告書の公表のみとするか、公的機関への提出まで求めるか、さらに提出する場合は、提出先、提出時の審査の有無等を検討する必要がある。

ウ．制度化する報告書の信頼性の担保をどのように図るか

第三者レビュー等による認定その他の方法を検討し、虚偽の記載があった場合等の対応についても検討する必要がある。

オ．地方公共団体の条例との整合

条例等で既に義務付けられている温暖化防止計画、廃棄物減量計画等の策定・公表等の制度との整合性を図る必要がある。

カ．既存の環境関連の届出、環境負荷関連の測定データの提出等との整合

公害防止関係法で既に義務付けられている地方公共団体への届出、環境負荷関連の測定データの提出等との整合をどのように図るか、また、立ち入り検査等の要件を緩和する等もあわせて検討する必要がある。

(3) 認定型施策（作成・公表は任意であるものの優良なあるいは一定の要件を満たした環境報告書を認定する施策）

主な施策

- ・優良な環境報告書の認定、ロゴマークの付与等
- ・優良な取組を行い、環境報告書を作成・公表している事業者の認定、ロゴマークの付与等
- ・一定の要件を満たす報告書の認定、ロゴマークの付与等

施策の目的

- ・既に環境報告書に取り組んでいる事業者及び今後取り組もうとしている事業者を対象として、一層の普及と同時に質の向上を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境報告書の質の向上には資する。
- ・認定を受けることによるメリット（インセンティブ）が大きくなければ、実際に認定を受ける事業者が増加しない可能性がある。
- ・優良な環境報告書を公表している事業者が社会から適正に評価される材料となる。
- ・環境報告書の要件等を明確化すれば、比較可能性と信頼性が確保されるが、逆に基準が厳格すぎると取組を阻害する可能性がある。
- ・基準が緩やかであれば環境報告書の質の向上が図られず、比較可能性と信頼性も担保されない可能性がある。
- ・EMASでは、認定実施者による認定水準の不統一が問題となっている。
- ・認定費用が高額であれば、認定を受ける事業者数が増えず、逆に安価であれば認定の信頼性が確保されない可能性がある。

施策実施に当たっての検討事項

ア．認定のレベルをどのように設定するか

「一定の要件」とは、環境報告書として最低限必要な内容が記載されていること、また「優良な」とは、他の模範となる優れた環境報告書とすると、判断基準をどのように設定するか検討する必要がある。

イ．どのような認定制度とするのか

認定の手続きや基準、認定実施者の資格要件等のガイドラインのみ

を定めるか、ISO14001の審査登録制度等に準じた制度するか、公的な資格制度とするか、運営管理組織をどうするか等、制度のあり方を検討する必要がある。

ウ．虚偽記載等への対応をどうするか

認定した事業者の問題があった場合、虚偽の記載があった場合等の対応措置を検討する必要がある。

エ．ロゴマークの使用の条件をどのように設定するか

ロゴマークの使用は、環境報告書のみ、事業所等での掲示、名刺等への刷り込み等、どの範囲まで認めるか検討する必要がある。

(4) 中小事業者向け施策（環境活動評価プログラムによる一定の要件を満たす環境行動計画を認証する施策）

主な施策

- ・一定の要件を満たす環境行動計画の認証、ロゴマークの付与等
- ・地方公共団体と共同で制度を運営することにより、地域の実情にあった施策展開を図る

施策の目的

- ・中小事業者における取組の普及促進を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境問題に取り組む意欲を有する事業者には、大きなインセンティブになるが、そもそも環境問題意識の希薄な事業者には、どの程度のインセンティブとなるか疑問である。
- ・認証は一定の要件を満たす環境行動計画を策定する事業者が社会から適正に評価される材料となる。
- ・事業者に策定を求める環境行動計画は、環境マネジメントシステム、環境保全への取組、環境情報開示等を含み、簡易なものであることが必要である。
- ・地方公共団体との連携に配慮する必要がある。
- ・一定の水準を保った上で、認証に必要な費用が安価となる配慮が必要である。

施策実施に当たっての検討事項

ア．認証のレベルをどのように設定するか

「一定の要件」をどのように設定するか検討する必要がある。

イ．どのような認証基準を設定するか

全国共通の基準、地域独自の基準、地域の各制度間の相互認証基準、さらにはマネジメントシステムの基準、環境への取組の基準、環境行動計画及びその情報公開の基準等をどのように設定するか検討する必要がある。

- ウ．どのような認証制度とするのか
認証実施者の資格要件、運営管理等、制度のあり方を検討する必要がある。
- エ．ロゴマークの使用の条件をどのように設定するか
ロゴマークの使用は、環境行動計画のみ、事業所等での掲示、名刺等への刷り込み等、どの範囲まで認めるか検討する必要がある。

(5) 信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策

主な施策

- ・第三者レビューに関するガイドラインの作成
- ・環境検証士制度（仮称）の創設

施策の目的

- ・環境報告書の信頼性と比較可能性の確保を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境報告書の信頼性及び比較可能性が確保される。
- ・第三者レビューそのものの信頼性及び透明性が確保される。
- ・第三者レビューに必要な費用が高額であれば、認定を受ける事業者数が増えず、逆に安価であれば認定の信頼性が確保されない可能性がある。

施策実施に当たっての検討事項

- ア．環境報告書の作成基準をどのように設定するか
ISO、GRI等の国際的動向等を踏まえ、社会的に合意された環境報告書の作成基準を設定する必要がある。
- イ．第三者レビューの対象をどのように設定するか
第三者レビューの対象として、環境報告書の正確性の保証と環境への取組の妥当性に対する評価が存在するが、対象とする内容を検討する必要がある。
- ウ．第三者レビューに当たっての判断基準をどのように設定するか
基準が厳しすぎると受審する事業者が増えず、逆に曖昧であれば信頼性が確保されない可能性がある。
- エ．第三者レビュー実施者の資格要件をどのようにするか
一定の研修の受講を条件とする、一定の経験を有することを条件とする、所定の試験等を実施する等、資格要件、付与方法を検討する必要がある。
- オ．他のガイドライン等との整合性をどのように図るか
公認会計士協会のガイドライン案、GRI、FEE等との国際的な検討の動向等との整合性を図る必要がある。

制度化型施策については、対象とする事業者の規模、環境への負荷の程度、業種、さらには報告の内容等を検討する必要があります。環境報告を普及させる意義から考えれば、内容豊富な総合的環境報告書というよりは、事業者に対して最低限の項目について環境情報の報告（開示）が求められます。この場合、対象となる全ての事業者が共通の基準で情報開示を行うことから、社会的な公平性が確保されると考えられます。また、対象事業者は、環境負荷の程度を勘案し、経済的な活動規模の大きい事業者または環境保全上の必要性が認められる業種の事業者等が想定されます。

認定型施策については、現状の実務との整合性をできるだけ配慮する必要があります。その効果は、既に実施されている環境報告書への取組をより進展させるものであり、これから環境報告書を作成しようとする事業者の取組を促進することも期待できます。さらに、積極的な取組を行っている事業者が、社会から適切に評価されるように、「一定の要件を満たす」環境報告書を認定する場合と、「優良」な環境報告書を認定する場合が考えられます。前者は、より広範な事業者の取組が期待され、後者は事業者にとってのより強いインセンティブとなるものです。いずれの場合においても、制度化型施策と同様、対象事業者、報告内容、基準等を検討するほか、認定を受けるメリットと認定に要する費用との関係を明確にすることが必要です。

さらに信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備し、ガイドラインを策定するのか、新たな資格認定制度を創設するのか等を検討する必要があります

また、現状の地方公共団体の取組の現状を十分に踏まえることが望まれます。地方公共団体では、地球温暖化防止や廃棄物の減量化等に係る計画の策定とその公表を義務付ける取組や、中小事業者の環境活動計画の認証制度等が実施されています。これらの施策との整合性に配慮した検討が必要です。

【表9：今後、検討すべき5施策の比較整理表】

施策項目	現状強化型施策	制度化型施策	認定型施策	中小事業者向け施策	第三者レビュー枠組み整備施策
考え方	既存の制度・取組の拡充	環境報告書の義務化	環境報告書認定制度の創設	環境活動評価プログラムの拡充	第三者レビュー慣行の整備
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入時に優先配慮 ・エコマーク認定時の条件化 ・データベースの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の要件を満たす環境情報の開示の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定要件を満たす環境報告書の認定 ・環境報告書記載の取組の妥当性を評価・認定 ・ロゴマークの付与等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの改訂 ・一定要件を満たす環境行動計画の認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビュー基準の作成 ・第三者レビュー実施の専門資格創設
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書作成事業者の量的拡大 ・比較可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業規模を有するが、環境報告書に取り組んでいない事業者の取組を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主性を活かしつつ、一定の比較可能性 ・信頼性が確保された環境報告書の普及促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者における取組の普及促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の信頼性と比較可能性の確保を図る
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入やエコマーク関連事業者に対して相当の普及効果が期待できる ・データベースで比較可能な項目を整備することは、事実上、環境報告書の比較可能性確保につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組数が大幅な増加する ・社会的公平性が図られる。 ・環境報告書の比較可能性が確保される 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の要件が明確化され、質が向上する ・認定の市場価値が高まれば、取組事業者が増加する ・企業評価において、事業者が社会から適正に評価される材料となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が社会から適正に評価される材料となる ・環境行動計画は、簡易なプログラムであり、広く中小事業者にも普及が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の信頼性及び比較可能性が確保される
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入やエコマークでは、業種に偏りがある ・単なる提出条件では、形式的なものと質の高いものとの差別化が図れない ・中小事業者等にとっては負担となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の作成そのものが目的化してしまい、事業者の自主的な適環境保全への取組推進が果たせない ・事業者の抽出条件によっては、中小事業者等の非取組事業者へは普及しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の要件が厳格すぎれば、自主的な取組を阻害し、曖昧な要件は利用者をミスリードする ・一定の認定水準を確保する ・認定費用が経済合理性に見合ったものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への関心が低い事業者へは、あまり普及効果が期待できない ・地方公共団体で独自の認証制度が存在する ・取組費用が経済合理性に見合ったものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビューそのものの信頼性及び透明性が確保される ・第三者レビュー実施費用が経済合理性に見合ったものとする
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・優先配慮の仕方や条件化の内容 ・環境報告書の開示項目 ・提出等を求める環境報告書の信頼性確保 ・中小事業者等の負担軽減の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の開示項目 ・公的機関への提出の必要性 ・義務化する報告書の信頼性確保 ・既存の環境規制との整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定水準の設定と確保 ・認定制度の運営方法 ・虚偽記載等への対応 ・ロゴマークの使用条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証水準の設定と確保 ・認証制度の運営方法 ・地方公共団体との連携 ・ロゴマークの使用条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象の環境報告書の作成基準設定 ・第三者レビュー実施基準の設定 ・第三者レビュー実施者の資格要件 ・他のガイドライン等との整合性

終わりに～今後に向けて

地球温暖化などの地球環境問題、廃棄物の大量発生などの都市生活型公害を解決して、持続可能な社会を構築していくためには、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革するとともに、経済活動の主たる担い手である事業者が、環境保全への自主的な取組を積極的に行い、真に環境経営に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。また同時に、事業者が自らの社会的責任を自覚するとともに、環境面のみならず社会・経済面も含めた取組の情報開示を積極的に行っていくことも求められています。

環境報告書が環境経営と社会的説明責任に基づく情報開示の最も重要なツールの一つであり、持続可能な社会の構築に向けての極めて有力かつ効果的なツールであることは、衆目の一致するところです。

そして、我が国における環境報告書は様々な主体の積極的な取組により、その作成数も増加しつつあり、その内容も充実してきています。

しかし、事業者の取組には温度差があり、全ての事業者の取組にまで発展するためには、様々な課題が残されています。

環境報告書を環境コミュニケーションのツールとして定義するのであれば、その取組は基本的に「事業者の任意」であると考えられますが、社会的な説明責任を重視するのであれば「全ての事業者が作成すべき」であると考えられます。

一方、環境報告書を作成・公表する前提として、適切な環境マネジメントシステムの構築が、適切な環境保全への取組のためにあるべきであり、まず最初に事業者が環境保全活動に容易に取り組むことができるような枠組みを整備すべきであるとの意見もあります。

しかし、今日の環境問題の現状は極めて憂慮すべき状況であり、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて事業者の積極的な取組を強力に推進するためのツールとして環境報告書の制度化を急ぐべきであるとの意見もあります。

さらに、厳しい経済情勢に鑑み、事業者に新たな負担を課すことは避けるべきであるとの意見や、逆に厳しい経済情勢の中で積極的な取組を行った事業者が社会から適正に評価される枠組みが必要であるとの意見もあります。

環境報告書を普及促進させるために、今後、どのような施策を実施していくべきかについては、様々な意見や立場の違いがあり、環境報告や社会的説明責任についての社会的合意、環境報告書の記載情報の基準、信頼性確保の手続きや基準等についての社会的合意を図っていくことが必要です。

また、環境報告書の基本的役割は社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションにあり、事業者の環境への取組を促進させる効果は副次的なものです。したがって、環境報告書のみで環境経営が促進されるわけではなく、環境報告書はあくまでもツールであることを念頭におき、その作成・公表そのものだけが目的化しないように留意する必要があります。

環境経営の実現に向けた事業者の取組を促進していくためには、環境マネジメントシステム構築のさらなる促進、環境格付けや取組への補助、税制優遇などを含め、環境経営の進展に向けた包括的な支援・誘導、あるいは優遇する施策の枠組みを検討し、この枠組みの中での「環境報告」の位置付けを明確にするとともに、環境報告の普及促進に向けた施策目標を明らかにし、具体的な普及促進策を検討していくことが重要です。

本検討会においては、環境報告書に関連する様々な状況について調査を行い、その結果をもとに、考えられ得る施策の整理を行った上で、今後、検討すべき施策の方向性を検討しました。

これらの第7章で整理した施策の中で、現状強化型施策については、平成14年度以降、早期に実施することを提言します。

また、広範囲の事業者に環境報告書の作成・公表求め、環境報告書のより一層の普及促進と信頼性及び比較可能性の確保を図っていくために、制度化型施策、認定型施策、中小事業者向け施策、信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策については、その施策のあり方や効果等の検討を行っていくことが必要であり、平成14年度において、より具体的な検討に着手することを提言します。

なお、検討に当たっては、それぞれの施策において、対象とする事業者、環境報告書の要件、施策実施の効果等について考慮することが望まれます。

今後、環境省においては、本報告書を、環境報告書の普及促進施策を検討する上での基礎資料とし、本検討会で提示した結果を踏まえて、平成14年度により詳細な検討を行うとともに、社会的な合意形成を図っていくことを期待するものです。